

No. 2

社会開発協力部報告書

# 中国労働部職業訓練指導員養成センター 実施協議調査団報告書

平成6年9月

JICA LIBRARY  
  
J 1123967 [0]

国際協力事業団

社協一
J.R
94-042







中国労働部職業訓練指導員養成センター  
実施協議調査団報告書

平成6年9月

国際協力事業団



1123967 [0]

## 序 文

中国の経済は、改革・開放政策のもとに産業の近代化を図った結果、急成長を続けている。これら経済発展を支えているのは総人口12億弱の5割以上を占める層の厚い労働人口である。しかし、社会的需要に合致した質の高い技能労働者が不足していることから、先進技術の導入や生産性の向上を阻む結果となっている。そのため、中国政府は1991年から開始された第8次5カ年計画の中で、技術者や労働者に対する再教育と訓練の実施を打ち出している。

このような状況を背景に、中国政府は全国にある技工学校の指導員を対象とした「中国職業訓練指導員養成センター」を、天津市にある天津職業技術師範学院に設立することを計画し、日本に技術協力を要請してきた。

これを受けてわが国は、平成4年11月に事前調査団、引き続いて3度にわたり長期調査員を派遣して要請内容や協力の妥当性についての調査を行った。

今般これらの結果を踏まえ、国際協力事業団は労働省職業能力開発局新島海外協力課長を団長とする実施協議調査団を平成6年8月22日から31日まで中国に派遣し、中国政府関係者との最終協議に当たらせた。その結果、討議議事録(R/D)に署名を交わすに至り、平成6年11月から5ヵ年間にわたるプロジェクト方式技術協力を実施することになった。

本報告書は、これらの協議結果を取りまとめたものである。

ここに、調査の任に当たられた調査員の方々、およびご協力いただいた外務省、労働省、雇用促進事業団、在中国日本大使館、その他関係機関の方々に心から感謝の意を表するとともに、今後のご支援をお願いする次第である。

平成6年9月

国際協力事業団  
理事 佐藤 清



R/D署名 ①



R/D署名 ②





労働部での協議



天津職業技術師範学院での協議

## 目 次

序文

写真

1. 実施協議調査団派遣 .....	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的 .....	1
1-2 調査団の構成 .....	1
1-3 日程表 .....	2
1-4 主要面談者 .....	2
2. 要約 .....	5
3. 討議議事録の交渉経緯 .....	9
3-1 交渉経緯 .....	9
3-2 討議議事録署名 .....	12
4. プロジェクト実施上の留意点 .....	15
附属資料 .....	17
① 討議議事録 .....	19
② 対処方針と協議結果 .....	107

## 1. 実施協議調査団派遣

### 1-1 調査団派遣の経緯と目的

中国は、改革・開放政策のもと、経済体制の改革を行って産業の近代化を図っていることに加え、海外からの投資が増えており、その結果、経済は急速に発展している。中国の全人口約12億のうち労働人口は約6億を占める状況にあるにもかかわらず、社会的需要に合致した質の高い技能労働者が不足している。このような構造的問題が先進技術の導入や生産性の向上を阻む要因ともなっている。

この課題に対応して、国家第8次5カ年計画（1991～1995年）の中で、産学共同による技術の導入と普及を図り、技術者・技能労働者に対する再教育・訓練の実施を推進する政策がとられている。

1979年、天津職業技術師範学院が同国労働部直轄で唯一の大学レベルの高等職業技能師範学院として設立された。しかし、社会的需要に適合した高水準の技術指導を行うには、設備・機材が老朽化・陳腐化している。

このような事情から、技術革新に対応しうる機材を導入し、全国の技工学校等職員訓練関係の現職教員を対象とした「中国職業訓練指導員養成センター」を設立して、職業訓練指導員の水準向上を図ることを計画し、わが国に対して無償資金協力および技術協力を要請してきた。

当事業団では、技術協力に関する具体的な要請内容を把握し、わが国の協力実施可能な範囲等について先方機関と協議を行う目的で、1992年11月に事前調査団を派遣した。

その後、1992年12月に第1次長期調査員、1993年7月に第2次長期調査員、1994年6月に第3次長期調査員を派遣し、プロジェクト実施体制、協力計画等の概要について協議した。

今般、これまでの調査結果を踏まえ、中国側とプロジェクト実施のための協議を行い、R/Dを締結する目的で実施協議調査団を派遣したものである。

### 1-2 調査団の構成

- |         |       |                  |
|---------|-------|------------------|
| (1) 団 長 | 新島 良夫 | 労働省職業能力開発局       |
| (総 括)   |       | 海外協力課長           |
| (2) 団 員 | 矢田部敬治 | 雇用促進事業団職業能力開発大学校 |
| (技術協力)  |       | 参与               |
| (3) 団 員 | 佐藤 昭宏 | 雇用促進事業団職業能力開発指導部 |
| (訓練計画)  |       | 国際協力課補佐          |
| (4) 団 員 | 村田 義明 | 国際協力事業団社会開発協力部   |
| (協力企画)  |       | 社会開発協力第一課職員      |
| (5) 団 員 | 田中 久子 | 財団法人日本国際協力センター   |
| (通 訳)   |       | 研修監理員            |

1-3 日程表

日順	月 日	行 程	協 議 内 容
1	8/22 (月)	東京→北京	移動
2	8/23 (火)	9:45 国家科学技術委員会 11:00 JICA事務所 14:00 労働部 18:00 労働部副部長主催夕食会	表敬 日程確認および打ち合せ 表敬および協議
3	8/24 (水)	北京→天津 10:45 天津市労働局 14:00 天津職業技術師範学院 18:00 学院長主催夕食会	移動 表敬 表敬および協議
4	8/25 (木)	9:00 天津職業技術師範学院	協議
5	8/26 (金)	9:00 天津職業技術師範学院 18:30 調査団長主催夕食会	協議
6	8/27 (土)	天津→北京 13:30 労働部	移動 協議
7	8/28 (日)	資料整理	
8	8/29 (月)	10:00 労働部 18:00 調査団長主催夕食会	協議
9	8/30 (火)	10:50 日本大使館領事部 14:30 R/D等署名 (労働部) 17:00 JICA事務所	報告  報告
10	8/31 (水)	北京→東京	移動

1-4 主要面談者

労働部

李 享業 職業技能開発司司長  
徐 世民 技工培訓処処長  
李 東林 国際合作司副司長  
張 亜力 処長  
尹 輝 官員

国家科学技術委員会

葉 冬柏 国際合作司 日本処副処長  
封 兆良 官員

天津職業技術師範学院

王 憲成 院長

劉 立夫 副院長

中国労働部職業訓練指導員養成センター

盛 向東 常務副主任

張 鉄城 副主任

孫 鍵 副主任

史 季華 副主任

天津市労働局

刁 九健 副局長

梁 強 培訓処副処長

在中国日本大使館領事部

蒲原基道 一等書記官

JICA中国事務所

新保昭治 所長

松本丞史 所員

天津職業技能師範学院

岸本隆臣 JICA職業訓練専門家



## 2. 要 約

### (1) 調査の目的

今回の調査は、中国における職業訓練指導員の養成を目的とした「中国職業訓練指導員養成センター」プロジェクトに関する要請を受けて、これまでに行われて来た事前調査(92.11)、第1次長期調査(92.12)、第2次長期調査(93.7)、第3次長期調査(94.6)で確認された協力計画、プロジェクト実施体制等を踏まえ、中国側と本プロジェクト実施のための協議を行い、討議議事録(R/D)、討議議事録覚書(M/M)および暫定実施計画(TSI)を締結するとともに、初年度の暫定計画について協議し、中国側の実施体制を確認することが目的である。

### (2) 協議経過

実施協議に先立ち、北京の国家科学技術委員会を訪問し、調査団の目的を説明するとともに、本プロジェクトの円滑実施のための協力要請を行った。

実施協議は、8月23日労働部(北京)、24日から26日天津技術師範学院(天津)、27日および29日労働部(北京)で行われた。

23日の北京での協議では、本調査団の対処方針に即して、プロジェクトの総括責任者、実施責任者等の基本問題について協議した。プロジェクト実施体制について日本側の見解を示したが、中国側では、関係機関との調整が必要であり、27日天津で再協議することになった。天津では、プロジェクトの準備を担当している技術師範学院のスタッフと関係文書の最終的な協議を行った。これまでの調査結果を踏まえた内容であり双方の確認にとどまる部分が多かったが、いくつかの項目についてはなお活発な議論が行われた。また、センターの建設の進捗状況の確認、既に完成している自動車実習棟の整備状況等関連施設の視察も行った。

27日の労働部(北京)での協議では、前回協議での保留事項について協議した。結論的には、プロジェクトの総括責任者を労働部職業技能開発司長に、実施責任者をセンター主任とすること、文書の署名は職業技能開発司長とすることで合意した。なお、TSIに記載されている「機材供与 約1億円」をめぐって中国側から再び意見が出されたが、中国文の文言を若干修正することで了解された。その後各文書の文言照合を行い、29日朱副部長立ち会いの下、文書署名することになった。

ところが29日になり、さらにセンターと技術師範学院との関係をめぐって中国側から再び意見が出されたため署名を延期し、30日労働部小講堂で中国側職業技能開発司長および天津職業技能師範学院長連名で署名が行われた。

今回協議期間中、調査団は中国労働部張副部長、朱副部長と会見し、本プロジェクト

の役割等について意見交換を行ったが、中国側からは本件について重ねて協力要請が行われ、当方からは、本プロジェクトの重要性に鑑み積極的に協力する旨伝えた。

### (3) 主要な協議事項

#### 1) 名称の変更

所管を明確にするため「労働部」を追加することとされた。

#### 2) プロジェクトの内容、成果、活動

技術協力を行う範囲に関し、プロジェクトの基本事項について再度説明し、中国側の理解を求めた。

#### 3) 中国側実施体制

総括責任者として、日本側は当初「副部長」を要求していたが、中国側から、他のR/Dとのバランス、「職業技能開発司長」が労働部を代表して責任を負う、労働部内および関係機関との調整を行う、また職業技能開発司長は、センター主任と格付け上同格の扱いであるが、本プロジェクトではセンター主任を指揮・監督する立場にあるとの説明があり、「職業技能開発司長」とすることで合意した。

#### 4) センターと技術師範学院との関係

両者はそれぞれ独立の機関と位置付けられているが、センターの運営については学院の協力が必要であり、中国文の「独立」を「相対独立」に修正してほしい旨の意見が中国側から出された。日本側としては、技術協力の相手はセンターであり、互いに独立した機関が一定範囲で協力関係に立つことがあるとの基本は変えられないことを強調した。しかし、中国国内の事情として、例えば卒業生に対する資格付与は学院が行う等協力が不可欠であり、国内関係機関（財務部、計画委員会、教育委員会）との円滑な調整のために有利な文言としたいとの事情があることを了解して、M/Mの内容は変えずに、中国文のみ「相対独立」とすることとした。

なお、これと関連して学院がセンターに対する協力として行う、学生募集、就職指導、資格付与等の事務手続きについては、労働部の指揮・監督を受けて実施することになった。

#### 5) 長期専門家の派遣

専門家の派遣は、センターにおける訓練コースを95年9月から実施することを前提に、その準備期間、センター建設日程、機材の据え付け時期等を勘案して、チーフアドバイザーおよび業務調整員は94年11月に、5分野の専門家は95年2月とすることになった。なお、自動車分野の専門家を11月に受け入れるという中国側の意向を確認したところ、5人の専門家は一括受け入れが都合が良いこと、95年9月からの訓練コースは最初の1年は基礎科目であるため準備を急ぐ必要はないこと、年末・年初は休暇



も多く、当面はチーフアドバイザーと業務調整員で整備してほしい旨の回答があった。

#### 6) 機材の供与

機材については、日本人専門家が中国側カウンターパートに対し技術移転するのに必要なものに限られ、技術移転の内容を考慮し、合計約1億円を予定している旨説明した。中国側からは再三にわたり、5年間という長期間の協力でかつ5分野で1億円では不足するのでTSIの表現を抽象的な表現（「技術協力に必要な機材供与」）に改めるよう主張があった。しかし、TSI中の1億円は本プロジェクトに対する日本側投入の目安であり、プロジェクトの円滑実施のために必要であると説明し、了解された（なお、中国文の表現は「1億円左右（前後）」とすることとなった。）。

#### 7) センター建設

第1期工事の自動車整備実習棟は完成済みで、機材も整備されている。第2期工事（事務棟、実習棟、NC加工実習棟等）は94年12月に完成予定であること、学生宿舎、食堂等は94年10月着工、95年8月完成予定であることを確認した。なお、本プロジェクトの中核工事である第2期工事は、当初の予定より遅れているものの急ピッチで進んでいることを確認した。

#### 8) カウンターパートの日本研修

前回調査で中国側から60名のリストが提出されたが、各年5名程度とすることで了解した。また、「technical training」は広義であり、教学監理分野も含まれることを確認した。

#### 9) 交通の便宜

日本人専門家が中国国内の公務出張に必要な交通の便宜供与および天津市内の公務上の移動に必要な車両の提供を要求し、了解された。なお、日本人専門家が持ち込む「個人的使用品」に私用車が含まれると主張したが、労働部の権限外であるとのことで中国側が引き続き努力することを表明した。

#### 10) 専門家執務室

中国側において、第2期工事完成までの暫定執務室を自動車実習棟に確保すること、また、執務室には専用の国際電話・ファクシミリ回線を用意することが確認された。



### 3. 討議議事録の交渉経緯

#### 3-1 交渉経緯

討議議事録の署名に至るまでの大要は前章で述べたが、日中双方の主張等その詳細は次の通りである。

##### (1) プロジェクト名の変更

プロジェクトの名称は、従来使われていた中国職業訓練指導員養成センターに「労働部」を挿入した「中国労働部職業訓練指導員養成センター」が正式名称となった。

その理由は次の通りである。

- ① 労働部が独自で実施協議を行ってつくり上げたプロジェクトである。
- ② 新しく発足する政府機関の名称の前に管轄する省庁の“部”を入れるよう方針が出ている。
- ③ その他便宜上都合がよいし、また、色々なメリットがある。

##### (2) 研修員受け入れ

研修員受け入れは、年間5名程度とする。1995年度から日本での受け入れが開始されるが、訓練分野によってカウンターパートが4～5名の配置で、この中より1名を日本で研修させることは厳しい状態となる可能性がある。今後の問題として、各々の専門教科担当者が一分野（コース）に5名程度在席している中から派遣するようなスタッフ配置計画を作成すべきだ。

なお、日本側対処方針では、日本側の研修員受け入れを年間4～5名程度としていたが、実施協議の結果、年間5名程度ということになった。

##### (3) 日本人長期専門家の派遣

日本側は次のように説明した。

- 1) チーフアドバイザーおよび業務調整員を11月に派遣する。
- 2) その他5分野の長期専門家5名を1995年2月に派遣する。

これに対する中国側の主張と日本側の応答は次の通り。

##### (中国側)

1) について、中国人カウンターパートが日本で無償機材関係の研修を受講して10月末帰国するので、11月末に派遣された方がよい。

2) について、下記三項目を希望する。

- ① 専門家の方は、まとめて同時期に来て欲しい。
- ② 1年のうちは、基礎学科、理論で中国側スタッフが対応できる。1994年11月に赴任しても、1995年2月に赴任しても実質的にあまり変わらない。(自動車について

は、3年コースで前半は基礎が中心で独自で対応できる。)

- ③ 1994年11月に来て頂いてもChinese New Year等で職員（カウンターパート）が1～2週間の休暇に入るため、実質的期間が少ない。

(日本側)

日本人専門家が派遣後生活基盤を整えるのに2週間程度必要なので、派遣時期はJICA本部と相談して具体的日程を決める。

(4) プロジェクトサイトの土地、建物および施設

1) 中国労働部職業訓練指導員養成センターの建設日程は次の通り。

① 第1期工事

自動車整備実習棟 完成済

② 第2期工事

事務棟、実験実習棟、NC精密加工実習棟等 1994年12月完成予定

③ 学生宿舎・食堂等

1944年10月着工予定

1995年8月完成予定

2) 事務棟、実験実習棟、NC実習棟完成までの暫定的執務室について、

① 暫定的な執務室として自動車整備実習棟にする。

② 一部屋で広いスペースを確保する。

③ 各専門家の部屋は、リーダーと調整員が赴任してから相談して具体的場所を決定する。

これらに関するミニッツ表現は次の通り。

(M/M) IV-3

『双方は、センターの第2期工事の建物・施設が完成するまでの間についても、自動車整備実習棟において日本人専門家のための暫定的な執務室および会議室が中国側により用意されることを確認した。』

(M/M) IV-4

『双方は、日本人専門家のために執務室に、専用の国際電話・ファクシミリ回線が中国側により用意されることを確認した。』

(5) 中国労働部職業訓練指導員養成センターの予算

(M/M) I-3には次のように述べられている。

『双方は、中国労働部職業訓練指導員養成センターは独立した予算の管理執行権を有することを確認した。』

これに関する中国側の予算措置についての現況は以下の通りである。

1) 労働部が国家財務部に申請中である。プロジェクト専用の予算（運営費）について

一部内示があった。開校費用について一部確保した。

2) イニシャルコストについては現在努力中であり、明確になるのは1995年3月頃である。

3) 運営費の実行はいつからスタートするか、1995年1月よりスタートする。正規の運営費を確保するが詳しい金額はわからない。

4) 正式に予算がでるまで暫定的予算で行う。

(6) 自動車以外の無償機材の搬入・据え付け

1) 1月搬入で2月据え付け（1月据え付け予定を2月にずらし日本人専門家派遣時期に合わせている）。

2) 無償機材は、1994年12月に日本を発送し、1995年2月5日～10日に天津のプロジェクトサイトに到着予定である。日本人専門家については、2月10日前後に赴任して頂きたいとのこと。

(7) プロジェクト実施体制

1) 総括責任者に職業技能開発司長がなったため、天津職業技術師範学院の院長と司長が同格扱いという関係から実施体制図に提示する段階で上下関係問題で難航した。

2) 実施体制図を作成する際、長期専門家グループの枠より4名の副主任グループの枠に→が入る個所で中国側から難色が示された。

その理由は、

専門家集団と管理職集団を明確にすべきであること、および訓練実施部門の各々の部にいる科の主任を経由しないで直接副主任に話すこと、またその逆現象も発生するのでまずいとのことであった。

これに対し日本側は、日本人専門家の立場として、機器等設備の管理・保守、訓練計画等の全体的調整、カリキュラム編成の助言・指導を直接副主任に行う必要があることを強調した。

(8) 5分野の教科内容

1) 自動車技術を除いた4分野についての各々の教科内容表現を中国語に翻訳した場合、内容的にマッチした表現になるが、自動車の場合表現上難しいという話があったので4分野に一部表現を合わせた。

『・・・・・・について、学科・実技を通して学ぶ』

2) 職業訓練指導員として必要な指導技術、教材作成技術等を各分野に入れる必要がある（自動車技術のみ含まれている）。

(9) 訓練修了後の卒業資格

1) 中国労働部職業訓練指導員養成センターとしては、修了証明書を発行できるが、学

歴資格証明書は発行できない。

- 2) 大学本科の卒業資格は、国家教育委員会の承認が必要であり、労働部単独で資格を与えることはできない。
- 3) 天津職業技術師範学院については、大学本科資格を与える許可権を持っている（国家教育委員会より認可されているため）。センター卒業者に対して、2つの名前（天津職業技術師範学院、中国労働部職業訓練指導員養成センター）連名で修了証書を発行することにより、大学本科の資格を与えることができる。

### 3-2 討議議事録署名

これら一連の討議を経て8月30日に日本側実施協議調査団 新島団長と、中国側代表の労働部職業技能開発司長 李享業および天津職業技術師範学院長 王憲成との間で討議議事録(R/D)への署名が交わされた（附属資料①）。その骨子は次の通りである。

#### (1) プロジェクト目標

##### 1) 上位目標

中華人民共和国内の職業訓練施設において、同国の産業界の技術革新に対応した訓練が実施される。

##### 2) プロジェクトの目的

中国労働部職業訓練指導員養成センターにおいて、中華人民共和国における技術革新に対応できる職業訓練指導員が養成される。

#### (2) プロジェクトの成果

- 1) 生産技術、制御技術、電子技術、情報技術および自動車技術分野（以下「5分野」という）において、技術革新に対応した訓練コースを実施できる指導員が育成される。
- 2) 5分野の訓練コースの円滑な実施のための適切な機材が整備される。
- 3) 5分野の訓練コースが設定され、適切に実施される。

#### (3) 協力期間

プロジェクトサイトの技術協力期間は、1994年11月1日から5年間とする。

なお、5分野とも第一期生の訓練開始を1995年9月とする。

#### (4) プロジェクトの活動

##### 1) 指導員の活動内容

- ① 採用基準に基づくカウンターパートの選定
- ② カリキュラムの開発
- ③ 訓練目標を達成するための専門技術の指導・習得

- ④ 訓練目標を達成するために必要な訓練機材の操作・保守管理
- ⑤ 教材の開発
- ⑥ 指導技法の開発
- ⑦ 授業準備方法の開発
- ⑧ クラス運営方法の開発
- ⑨ 訓練評価方法の開発

## 2) 機材に関する活動

- ① 機材リストの作成
- ② 機材の調達
- ③ 機材の据え付け・操作
- ④ 機材の保守管理

## 3) 訓練コースでの活動内容

- ① カリキュラムの活用
- ② 訓練目標を達成するための専門技術の活用
- ③ 訓練目標を達成するために必要な訓練機材の操作・保守管理
- ④ 教材の活用
- ⑤ 指導技法の活用
- ⑥ 授業の準備
- ⑦ クラスの運営
- ⑧ 訓練コースの評価





#### 4. プロジェクト実施上の留意点

本プロジェクトの実施体制は、討議議事録覚書別添1のとおりである。

プロジェクトの総括責任者は、労働部職業技能開発司長であり、実施責任者は、中国労働部職業訓練指導員養成センター主任（天津職業技術師範学院長兼任）である。両者はいずれも局長クラスであるが、職業技能開発司は行政部門、センターは事業部門であるという違いがある。また、最終的な責任者は労働部副部長ということになるが、職業技能開発司長が副部長の責任下で、プロジェクトの運営および実施について包括的な責任を負うことになる。なお、予算・人事面での最終権限は労働部副部長にあるが、プロジェクトの実施に際しては、この体制で特に問題はないものと判断される。

中国労働部職業訓練指導員養成センターは、天津職業技術師範学院とは独立した労働部直属の組織であり、独立した予算の管理執行権を有している。ただし、センターと学院は全く無関係であるというわけではなく、センターの学生の募集・就職指導・資格付与等の事務手続きについては、学院が労働部の指揮・監督を受けて実施することとなる。

センターの組織については、主任のもと、1人の常務副主任、4人の副主任（教学管理、設備管理、学生管理および行政外事）がおり、その管理もとに事務室、設備管理部および5分野の技術部がある。

日本人専門家は、チーフアドバイザーが総括責任者である職業技能開発司長、実施責任者であるセンター主任およびセンター常務副主任に対して、業務調整員が4人の副主任に対して、5技術分野の専門家が4人の副主任および各分野のカウンターパートに対して、必要な助言を行うこととなる。



## 附 属 資 料

- ① 討議議事録
- ② 対処方針と協議結果



① 討議議事録



中国労働部職業訓練指導員養成センタープロジェクトのための  
技術協力に関する日本側実施協議調査団  
と中華人民共和国側関係当局との討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、新島良夫を団長とする日本側実施協議調査団（以下「調査団」という。）は、中華人民共和国における労働部職業訓練指導員養成センタープロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在中、調査団は上記プロジェクトの有効な実施のために両国政府がとるべき必要な措置に関して、中華人民共和国側関係当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

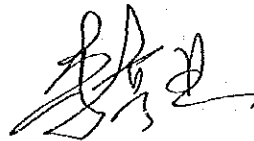
討議の結果、調査団と中華人民共和国側関係当局はそれぞれの政府に対し、附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

本書は等しく正文である日本語、中国語および英語により各2通を作成した。解釈に相違が生じた場合には、英語の本文によるものとする。

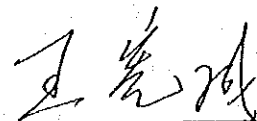
北京市 1994年8月30日

新島良夫

新 島 良 夫  
実 施 協 議 調 査 団 団 長  
国 際 協 力 事 業 団  
日 本 国



李 亨 業  
職 業 技 能 開 発 司 長  
勞 働 部  
中 華 人 民 共 和 国



王 憲 成  
天 津 職 業 技 術 師 範 学 院 長  
勞 働 部  
中 華 人 民 共 和 国

## 附属文書

### I. 両国政府間の協力

1. 中華人民共和国政府は、日本国政府の協力を得て中国労働部職業訓練指導員養成センタープロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を実施する。
2. プロジェクトは付表Iにある基本計画に従い実施される。

### II. 日本国政府のとるべき措置

日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、日本国政府の負担において、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きに基づき、JICAを通じて以下の措置をとる。

#### 1. 日本人専門家の派遣

日本国政府は、付表IIの日本人専門家の役務を提供する。

#### 2. 機材供与

日本国政府は、付表IIIのプロジェクトの実施に必要な資材、機材（以下「機材」という。）を供与する。機材は、陸揚港および（または）空港において中華人民共和国側関係当局へC. I. F. 建てで引渡された時点で、中華人民共和国政府の財産となる。

#### 3. 研修員受入れ

日本国政府は、日本国における技術研修のためプロジェクトに関係する中国側研修員を受入れる。

### III. 中華人民共和国政府のとるべき措置

1. 中華人民共和国政府は、関係当局と受益集団、団体をプロジェクトに十分かつ積極的に取り込むことを通じて、日本の技術協力実施中および終了後に、プロジェクトの主体的運営および自立性を確保するために必要な措置をとる。

お

お



2. 中華人民共和国政府は、日本との技術協力の成果として中国側が習得した技術および知識を中華人民共和国の経済的および社会的発展に寄与させる。
3. 中華人民共和国政府は、上記II-1項にいう日本人専門家およびその家族に対し、中華人民共和国における付表IVの特権、免除および便宜ならびに同様の任務を遂行中の他国の専門家または国際機関の専門家と同等の特権、免除および便宜を与える。
4. 中華人民共和国政府は、上記II-2項でいう機材が付表IIの日本人専門家との協議に基づきプロジェクトの実施のために有効に使用されることを保証する。
5. 中華人民共和国政府は、中国側研修員が日本国における技術研修から得た知識および経験がプロジェクトの実施に有効に利用されることを保証するため必要な措置をとる。
6. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、以下のものを中華人民共和国政府の負担において提供するため必要な措置をとる。

(1) 付表Vの中国側人員の役務

(2) 付表VIの土地、建物および付帯施設

(3) 上記II-2のJICAを通じて供与される機材以外でプロジェクトの実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、スペアパーツおよびその他の部品の調達もしくは交換

(4) 中華人民共和国内における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜および天津市内の交通費

(5) 日本人専門家およびその家族に対する適当な家具付住居施設

7. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、以下の経費を中華人民共和国政府の負担において支出するため必要な措置をとる。

お

お

- (1) 上記II-2の機材の中華人民共和国内における輸送、据付け、操作および維持に必要な経費
- (2) 上記II-2の機材に対して中華人民共和国内において課せられる関税、国内税およびその他の財政課徴金
- (3) プロジェクトの実施に必要なすべての運営費

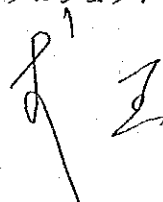
#### IV. プロジェクト管理

1. プロジェクトの総括責任者である中華人民共和國労働部職業技能開発司長は、プロジェクトの運営および実施について包括的な責任を負う。
2. プロジェクトの実施責任者である中国労働部職業訓練指導員養成センター主任（天津職業技術師範学院長兼任）は、プロジェクトの管理および技術の諸事項について責任を負う。
3. 日本側チーフアドバイザーは、プロジェクトの総括責任者および実施責任者に対して、プロジェクトの実施に関する諸事項について必要な提言および助言を与える。
4. 日本人専門家は、中国側カウンターパートに対して、プロジェクトの実施に関して必要な技術的事項について指導および助言を与える。
5. プロジェクトに対する技術協力を効果的かつ成功裡に実施するため、付表VIIの機能および構成をもつ合同調整委員会を設置する。

#### V. 合同評価

プロジェクト目的の達成度を確認するため、（中間および）協力期間終了6ヶ月前にJICAと中華人民共和國関係機関を通じ、両国政府合同でプロジェクトの評価を実施する。

お



#### VI. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、プロジェクトに対する技術協力に従事する日本人専門家の中華人民共和国国内における職務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、またはその他その遂行に関連して日本人専門家に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う。ただし、日本人専門家の故意または重大な過失により生じた請求については、この限りではない。

#### VII. 相互協議

両国政府は、この附属文書からまたはそれに関連して生じるいかなる主要事項についても相互に協議を行う。

#### VIII. プロジェクトへの理解と支援の促進

中華人民共和国政府は、プロジェクトに対する中華人民共和国国民の支援を促進する目的で、中華人民共和国国民に対するプロジェクトの広報のために適切な措置をとる。

#### IX. 協力期間

この附属文書に基づくプロジェクトの技術協力期間は、1994年11月1日から5年間とする。

お

お

付表 I 基本計画

1. プロジェクトの目標

(1) 上位目標

中華人民共和国内の職業訓練施設において、同国の産業界の技術革新に対応した訓練が実施される。

(2) プロジェクトの目的

中国労働部職業訓練指導員養成センターにおいて、中華人民共和国における技術革新に対応できる職業訓練指導員が養成される。

2. プロジェクトの成果

(1) 生産技術、制御技術、電子技術、情報技術および自動車技術分野（以下「5分野」という。）において、技術革新に対応した訓練コースを実施できる指導員が育成される。

(2) 5分野の訓練コースの円滑な実施のための適切な機材が整備される。

(3) 5分野の訓練コースが設定され、適切に実施される。

3. プロジェクトの活動

(1) 指導員

- a. 採用基準に基づくカウンターパートの選定
- b. カリキュラムの開発
- c. 訓練目標を達成するための専門技術の指導・習得
- d. 訓練目標を達成するために必要な訓練機材の操作・保守管理
- e. 教材の開発
- f. 指導技法の開発
- g. 授業準備方法の開発
- h. クラス運営方法の開発
- i. 訓練評価方法の開発

(2) 機材

- a. 機材リストの作成
- b. 機材の調達
- c. 機材の据付け・操作
- d. 機材の保守管理

お

お

(3) 訓練コース

- a. カリキュラムの活用
- b. 訓練目標を達成するための専門技術の活用
- c. 訓練目標を達成するために必要な訓練機材の操作・保守管理
- d. 教材の活用
- e. 指導技法の活用
- f. 授業の準備
- g. クラスの運営
- h. 訓練コースの評価

4. 日本側の技術協力

日本国政府は、中華人民共和国政府の上記3に掲げる活動の実施に対し協力する。

お

お

王

付表Ⅱ 日本人専門家リスト

1. 長期専門家

- (1) チーフアドバイザー
- (2) 業務調整員
- (3) 以下の技術分野の専門家
  - a. 生産技術
  - b. 制御技術
  - c. 電子技術
  - d. 情報技術
  - e. 自動車技術

2. 短期専門家

必要に応じ以下の分野について派遣する。

- (1) 生産技術
- (2) 制御技術
- (3) 電子技術
- (4) 情報技術
- (5) 自動車技術

(注) 短期専門家の指導分野、人数および期間については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議のうえ、プロジェクトの進捗状況を考慮して決定される。

お

お

付表Ⅲ 機材リスト

1. 生産技術分野に必要な機材
2. 制御技術分野に必要な機材
3. 電子技術分野に必要な機材
4. 情報技術分野に必要な機材
5. 自動車技術分野に必要な機材

(注) 1. 上記機材は、日本人専門家が専門分野の技術移転を行うために必要な機材に限る。

2. 上記機材の機種、仕様および数量については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議のうえ、日本側の予算に応じて決定される。

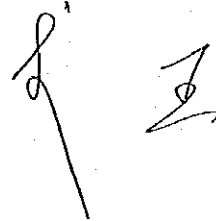
お

あ 王

付表Ⅳ 日本人専門家の特権、免除および便宜

1. 中華人民共和国政府は、日本人専門家に海外から送金された報酬に対する、またはそれに関連して課せられる所得税その他の課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家およびその家族が持ち込むまたは持ち出す個人的使用品ならびに業務に関連する機材に対する関税その他の課徴金を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、日本人専門家およびその家族に対し、医療の便宜を提供する。

如

Handwritten signature and mark consisting of a vertical line with a loop at the top and a stylized character to its right.



付表V 中国側人員リスト

1. 中華人民共和国労働部職業技能開発司長
2. 中国労働部職業訓練指導員養成センター主任
3. 中国労働部職業訓練指導員養成センター常務副主任
4. 中国労働部職業訓練指導員養成センター副主任
5. 以下の分野のカウンターパート
  - (1) 生産技術
  - (2) 制御技術
  - (3) 電子技術
  - (4) 情報技術
  - (5) 自動車技術
6. 事務職員（日本人専門家室配置の職員も含む。）
  - (1) 管理部門のチーフと職員
  - (2) 秘書
  - (3) 通訳
  - (4) タイピスト
  - (5) 運転手
  - (6) 警備員
  - (7) 機材運転、保守要員
  - (8) その他

85

王

付表VI 土地、建物および付帯施設リスト

1. 中国労働部職業訓練指導員養成センターの用地、建物および付帯施設
2. 日本国政府から供与される機材の据付けおよび保管に必要な建物および付帯施設
3. チーフアドバイザー、業務調整員およびその他の専門家のための適切な事務室および必要施設

新

お玉

付表Ⅶ 合同調整委員会

1. 機能

合同調整委員会は、以下の機能を持ち、少なくとも年に1回、また必要が生じた時に開催する。

- (1) 本討議議事録（R/D）の枠内で策定された暫定実施計画に沿って、プロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) 年次計画に基づき技術協力計画全体の進捗状況を検討し、プロジェクトの有効な実施のための提言および助言を与える。
- (3) 技術協力計画から生じる、または技術協力計画に関連する主要事項について討議し、意見交換を行う。

2. 構成

(1) 委員長

中華人民共和国労働部職業技能開発司長

(2) 中国側

国家科学技術委員会の代表

労働部国際合作司の代表

中国労働部職業訓練指導員養成センター主任

中国労働部職業訓練指導員養成センター常務副主任

中国労働部職業訓練指導員養成センター副主任

その他委員長が特に指名する者

(3) 日本側

チーフアドバイザー

業務調整員

チーフアドバイザーが特に指名する専門家

JICAから派遣される調査団員

JICAの中国事務所代表

(注) 在中国日本大使館員は、合同調整委員会にオブザーバーとして出席できる。

お



THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE  
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE  
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF  
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE PROJECT OF THE TRAINING CENTER FOR INSTRUCTORS  
OF VOCATIONAL TRAINING OF MINISTRY OF LABOUR

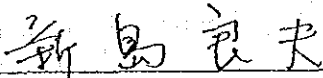
The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Yoshio Nijima, visited the People's Republic of China for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

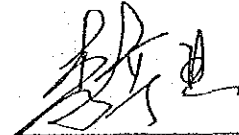
As a result of the discussions, the Team and the Chinese authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in Japanese, Chinese and English languages, each text is considered equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

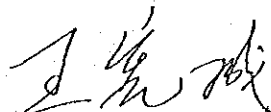
Beijing, August 30th, 1994



Mr. Yoshio Nijima  
Leader,  
Implementation Survey Team,  
Japan International  
Cooperation Agency,  
Japan



Mr. Li Hengye  
Director,  
Bureau of Vocational Skill  
Development,  
Ministry of Labour,  
The People's Republic of China



Mr. Wang Xiancheng  
President,  
Tianjin Vocational Technical  
Teachers' College,  
Ministry of Labour,  
The People's Republic of China

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of the People's Republic of China will implement the Project of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with the Government of Japan.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through JICA according to the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered C.I.F. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation.

3. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.

*[Handwritten mark]*

*[Handwritten signature]*

2. The Government of the People's Republic of China will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Chinese nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the People's Republic of China.
3. The Government of the People's Republic of China will grant in the People's Republic of China privileges, exemptions and benefits as listed in Annex IV and will grant privileges, exemptions and benefits no less favorable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.
4. The Government of the People's Republic of China will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.
5. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to provide at its own expense :
  - (1) Services of the Chinese personnel as listed in Annex V ;
  - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI ;
  - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II-2 above ;
  - (4) A Means of transport for the Japanese experts for official travel within the People's Republic of China and fares within Tianjin City ;
  - (5) Suitably furnished accommodation for the Japanese experts and their families.
7. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to meet :

2/5

2/1

3

- (1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof ;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in II-2 above ;
- (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Director of Bureau of Vocational Skill Development, Ministry of Labour, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. Director of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour (President of Tianjin Vocational Technical Teachers' College), as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VII.

#### V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Chinese authorities concerned, (at the middle and) during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

Handwritten initials or signature, possibly "JICA" or similar, located below the text.

Handwritten mark or signature, possibly "JS", located at the bottom left of the page.



VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING AND SUPPORT TO THE PROJECT

For the purpose of promoting the support of the people of the People's Republic of China to the Project, the Government of the People's Republic of China will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the People's Republic of China.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five(5) years from November 1st, 1994.

Handwritten initials and a signature, possibly "J" and "Z", are present in the right margin.

Handwritten mark, possibly "38", is located in the bottom left corner.

## ANNEX I MASTER PLAN

### 1. Objective of the Project

#### (1) Overall Goal

The vocational training in response to the technological innovation of the industrial sector in the People's Republic of China is implemented in the vocational training institutions in the People's Republic of China.

#### (2) Project purpose

The instructors of the vocational training institutions capable of improving the vocational training in response to the technological innovation in the People's Republic of China are produced in the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour.

### 2. Outputs of the Project

(1) Instructors capable of implementing the training courses responding to the technological innovation are trained in the fields of industrial technology, control technology, electronic technology, information technology and automobile technology (hereinafter referred to as "the five fields").

(2) Appropriate machinery and equipment for the smooth implementation of the training courses in the five fields are secured.

(3) Training courses in the five fields are established and afterward properly implemented.

### 3. Activities of the Project

#### (1) Instructors

- a. To select counterpart personnel based on qualification standards
- b. To develop curricula
- c. To study the technical knowledge and skills for the achievement of the training targets
- d. To operate and maintain the necessary training equipment for the achievement of the training targets
- e. To develop teaching materials
- f. To study the teaching methods
- g. To study the class preparation methods
- h. To study the class management methods
- i. To study the evaluation methods of the training courses

#### (2) Machinery and equipment

- a. To prepare lists of machinery and equipment
- b. To procure machinery and equipment
- c. To install and operate machinery and equipment
- d. To maintain machinery and equipment

25

2

(3) Training courses

- a. To use curricula
- b. To make practical use of the technical knowledge and skills for the achievement of the training targets
- c. To operate and maintain the necessary training equipment for the achievement of the training targets
- d. To use teaching materials
- e. To apply the teaching methods to classes
- f. To prepare classes
- g. To operate classes
- h. To evaluate the training courses

4. Japanese Technical Cooperation

The Government of Japan will assist the Government of the People's Republic of China in carrying out the activities, which are described in paragraph 3 above.

75

81 2

ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Long-Term Experts

- (1) Chief Advisor
- (2) Coordinator
- (3) Long-Term Experts in the following technical fields
  - a. Industrial Technology
  - b. Control Technology
  - c. Electronic Technology
  - d. Information Technology
  - e. Automobile Technology

2. Short-Term Experts

Short-term experts will be dispatched, if necessary, in the fields of :

- (1) Industrial Technology
- (2) Control Technology
- (3) Electronic Technology
- (4) Information Technology
- (5) Automobile Technology

Note: Field, number and term of assignment of short-term experts will be decided in consideration of the progress of the Project through mutual consultations in each Japanese fiscal year.

js

g z

ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Equipment for industrial technology
2. Equipment for control technology
3. Equipment for electronic technology
4. Equipment for information technology
5. Equipment for automobile technology

Note: 1. The above-mentioned equipment is limited to the equipment necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.

2. Contents, specification and quantity of the above-mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget for the Japanese fiscal year.

11

11

ANNEX IV PRIVILEGES, EXEMPTION AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS

1. The Government of the People's Republic of China will exempt the Japanese experts and their families from income taxes and charges of any kinds imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad in relation to the implementation of the Project.
2. The Government of the People's Republic of China will exempt the Japanese experts and their families from import and export duties and any other charges imposed on personal articles and equipment necessary for the implementation of the Project, which may be brought in from abroad to or taken out of the People's Republic of China.
3. The Government of the People's Republic of China will offer medical services and facilities for the Japanese experts and their families.

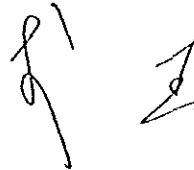
38

21  
9 2

ANNEX V LIST OF CHINESE PERSONNEL

1. Director of Bureau of Vocational Skill Development, Ministry of Labour
2. Director of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour
3. Chief Vice-Director of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour
4. Vice-Directors of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour
5. Counterpart personnel in the fields of:
  - (1) Industrial technology
  - (2) Control technology
  - (3) Electronic technology
  - (4) Information technology
  - (5) Automobile technology
6. Administrative Personnel (including staffs for Japanese experts)
  - (1) Chief and staff of administration section
  - (2) Secretaries
  - (3) Interpreters
  - (4) Typists
  - (5) Drivers
  - (6) Guards
  - (7) Staff for equipment operation and maintenance
  - (8) Other staff necessary for the implementation of the Project

23



ANNEX VI LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Necessary land, buildings and facilities for the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour
2. Buildings and facilities necessary for the installation and storage of the Equipment provided by the Government of Japan
3. Suitable office rooms and any other facilities necessary for the Japanese chief advisor, coordinator and other experts

28

81 2



ANNEX VII JOINT COORDINATING COMMITTEE

1. Functions

The Joint Coordinating Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises. The functions of the Joint Coordinating Committee are as follows:

- (1) To settle on an annual work plan of the Project in line with the tentative implementation schedule formulated under the framework of the Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program of the Project based on the annual work plan and to make recommendations and advice for the effective implementation of the Project;
- (3) To exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program of the Project.

2. Composition

(1) Chairperson:

Director of Bureau of Vocational Skill Development, Ministry of Labour of the People's Republic of China

(2) Chinese side:

Representatives of the State Science and Technology Commission,  
Representatives of Bureau of International Cooperation, Ministry of Labour,  
Director of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour,  
Chief Vice-Director of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour,  
Vice-Directors of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour,  
Other members to be designated by the chairperson

(3) Japanese side:

Chief Advisor,  
Coordinator,  
Other Japanese experts appointed by the Chief Advisor,  
Members of the missions dispatched by JICA,  
Representatives of the JICA Office in the People's Republic of China

Note: Official(s) of the Embassy of Japan in the People's Republic of China may attend Joint Coordinating Committee meetings as observer(s).

ks

Handwritten initials or signatures.



中华人民共和国有关部门和日本国实施协议调查团  
关于“中国劳动部职业培训指导教师进修中心”项目技术合作会谈纪要

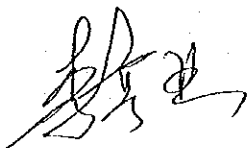
为制定中国劳动部职业培训指导教师进修中心(以下简称“进修中心”)技术合作项目的详细计划,由日本国际协力事业团(以下简称[JICA])组成了以新岛良夫为团长的日本实施协议调查团(以下简称调查团),访问了中华人民共和国。

在中华人民共和国停留期间,中华人民共和国方面的有关部门与调查团就两国政府有效实施上述项目应采取的必要措施交换了意见,并进行了一系列讨论。

作为讨论的结果,中国有关部门和该调查团同意就附件所列的事项向各自的政府提出建议。

本会谈纪要用中文、日文及英文各写成二份,每种文本具有同等效力,在解释上若有分歧时,应以英文文本为准。

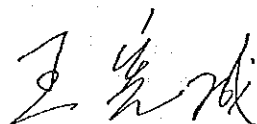
北京 1994年8月30日



李 亨 业  
职业技能开发司司长  
劳动部  
中华人民共和国



新 岛 良 夫  
实施协议调查团团长  
国际协力事业团  
日本国



王 宪 成  
天津职业技术师范学院院长  
劳动部  
中华人民共和国

## 附 件

### I 两国政府间的合作

1、中华人民共和国政府同日本国政府合作，实施进修中心项目(以下简称“项目”)。

2、该项目依照附表 I 的基本计划实施。

### II 日本国政府应采取的措施

根据日本国政府的现行法令，日本国政府以自己的费用，按照日本国政府技术合作方案通常的手续，通过 JICA 采取以下措施：

#### 1、派遣日方专家

日本国政府依照附表 II 派遣日方专家来华工作。

#### 2、提供器材

日本国政府提供附表 III 所列的实施项目所必要的机器、设备及其他材料(以下称器材)。器材在港口或在机场，以到岸价格(CIF)交付中华人民共和国有关部门，器材自交付中方之日起即成为中华人民共和国的财产。

#### 3、接收进修人员

日本国政府接受与项目有关的中方人员赴日本进行技术进修。

### III 中华人民共和国政府应采取的措施

1、中华人民共和国政府，通过所有有关部门、受益单位和团体的充分地积极地参与该项目，在项目的实施中及结束后，采取必要的措施以确保项目的自主运行和顺利开展。

2、中华人民共和国应使中方人员得到的知识、技术作为与日本国技术合作的成果，贡献于中国经济、社会的发展。

3、中华人民共和国应向 II—1 中所列的日方专家及其家属提供附表 IV 中所列的在中华人民共和国境内享有的特许权、免税及便利，以及与第三国或国际机构所派遣执行同样任务的专家所享有同等或更优惠的特许权、免税及便利。

4、中华人民共和国政府应确保通过与附表 II 所列的日本专家协商，上述 II—2 项的器材在项目的实施中得到有效的利用。

5、中华人民共和国政府为保证中方人员能把在日本技术进修中学到

的知识和经验有效地应用到项目实施中去，采取必要的措施。

6、根据中华人民共和国的现行法令，中华人民共和国政府以自己的费用采取下述必要的措施：

- (1) 配备如附表V所列的中方人员；
- (2) 如附表VI所列的土地、建筑及设施；
- (3) 除上述II—2中的通过JICA提供的器材以外，项目实施中所必须的机器、设备、器具、车辆、工具、备件及其他材料的提供或更换；
- (4) 在中华人民共和国境内对日本专家公务出差提供交通上的方便以及提供在天津市市内的交通费；
- (5) 日本专家及其家属适当的带家俱的住房。

7、根据中华人民共和国的现行法令，中国政府采取必要的措施以满足：

- (1) 上述II—2的器材在中国境内运输以及安装、操作及维修所必须的费用；
- (2) 上述II—2的器材在中国境内所要缴纳的关税、国内税及其他税金；
- (3) 项目实施所必要的运营费用。

#### IV 项目管理：

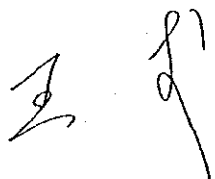
1、中华人民共和国劳动部职业技能开发司司长作为项目的总负责人，承担项目的实施及管理的全部责任。

2、进修中心主任(天津职业技术师范学院院长兼任)作为项目的实施负责人，承担项目管理方面的事项及技术性事项的责任。

3、日本专家组将对实施项目中所包含的任何问题向项目总负责人及项目实施负责人提供必要的建议。

4、日本专家对中方对口人员就项目实施的有关事项给予必要的技术性指导与建议。

5、为使该项目的技术合作有效而成功地实施，建立一个联合协调委员会，该委员会的作用与组成如附表VII所述。



书

## V 联合评估

为确认项目的进展程度在(中期以及)协作期限終了前6个月,通过JICA和中国方面有关部门由两国政府共同对项目进行评估。

## VI 对日方专家的赔偿要求

从事项目合作的日方专家在中华人民共和国国内,为执行本职工作而产生的,或执行当中发生的,或执行其他相关工作中发生的对日方专家提出赔偿要求的情况时,中华人民共和国政府承担有关该赔偿的责任。但若系日方专家故意或因其它重大过失而产生的赔偿不在此规定之内。

## VII 相互协商



两国政府,对由附属文件或者与此相关产生的一切重要事项,应相互协商。

## VIII 促进对项目的理解与支持

为促进对该项目的支持,中华人民共和国政府将采取适当的措施使该项目为中国人民广泛了解。

## IX 合作期限

根据该附件,项目技术合作期限是从1994年11月1日开始,为期5年。



## 附表 I 基本计划

### 1、项目目标

#### (1)最终目标

在中华人民共和国的职业培训机构内，实施与产业界技术革新相适应的技术培训。

#### (2)项目目的

进修中心培养职业培训指导教师，他们有能力适应中华人民共和国的技术革新，改进职业培训。

### 2、项目成果

(1)在生产技术、控制技术、电子技术、信息技术和汽车技术领域内(以下简称“五个领域”)，培养出来的指导教师能够实施与技术革新相适应的培训课程；

(2)具备为在五个领域内顺利实施培训课程所需的器材；

(3)在五个领域内建立培训课程并相应地得到实施。

### 3、项目活动

#### (1)指导教师

- a. 根据任职标准选择对口人员
- b. 教学计划开发
- c. 为达到培训目标指导/学习技术知识与技能
- d. 为达到培训目标操作并保养管理必须的培训设备
- e. 教材开发
- f. 研究开发教学方法
- g. 研究开发备课方法
- h. 研究开发班级管理方法
- i. 研究开发培训的评估方法

#### (2) 器材

- a. 器材清单的准备
- b. 器材的采购
- c. 器材的安装与操作

d. 器材的保养管理

(3) 培训课程

a. 教学计划的灵活使用

b. 为达到培训目标, 灵活使用技术知识与技能

c. 为达到培训目标, 操作及保养管理必要的培训设备

d. 教材的灵活使用

e. 教学方法应用于课堂

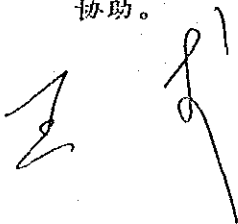
f. 备课

g. 班级管理

h. 培训课程的评估

4. 日本国的技术合作

日本国政府就中华人民共和国政府实施上述“3”中所列的活动给予协助。



抄



附表 II 日本专家

1、长期专家

- (1) 专家组长
- (2) 协调员
- (3) 下列技术领域中的长期专家
  - a. 生产技术
  - b. 控制技术
  - c. 电子技术
  - d. 信息技术
  - e. 汽车技术

2、短期专家

根据需要对以下几个领域派遣短期专家：

- (1) 生产技术
- (2) 控制技术
- (3) 电子技术
- (4) 信息技术
- (5) 汽车技术

备注：在日本国每一财政年度内，通过双方协商，根据项目的进展情况决定短期专家派遣的领域、人数及期限。

王 1

1

附表III 器材清单

- |          |          |
|----------|----------|
| 1、生产技术器材 | 4、信息技术器材 |
| 2、控制技术器材 | 5、汽车技术器材 |
| 3、电子技术器材 |          |

备注：1、上述器材只限于日本专家进行技术转让所必须的器材。  
2、在日本每一财政年度预算分配之内经双方协商决定上述器材的种类、规格及数量。

王 81

88

#### 附表IV 日本专家享有的权益

1、中华人民共和国政府免征日本专家及其家属收到来自国外的与执行项目有关的生活费的所得税和其他征税。

2、中华人民共和国政府对日本专家及其家属所必须带入或带出境的个人物品以及为执行项目所必须的设备免征关税和其他征税。

3、中华人民共和国政府为日本专家及其家属提供医疗方面的便利。

王 林

48

附表V 中方人员

- 1、劳动部职业技能开发司司长
- 2、进修中心主任
- 3、进修中心常务副主任
- 4、进修中心副主任
- 5、以下领域内中方对口人员
  - (1)生产技术
  - (2)控制技术
  - (3)电子技术
  - (4)信息技术
  - (5)汽车技术
- 6、行政人员(包括日方专家办公室配置的人员)
  - (1)行政管理部门的主管及职员
  - (2)秘书
  - (3)翻译
  - (4)打字员
  - (5)司机
  - (6)保安
  - (7)器材操作及维护人员
  - (8)实施项目所需的其他人员

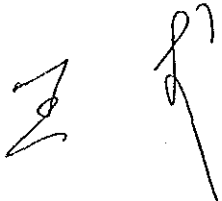
王

王

王

附表VI 土地、建筑及设施清单

- 1、为进修中心提供所必须的土地、建筑及设施。
- 2、为日本国政府所提供的器材进行安装以及保管提供必要的房屋及附属设施。
- 3、为日方专家组长、协调员及其他专家，提供执行项目所必须的合适的办公室及其他设施。



## 附表VII 联合协调委员会

### 1、职能

联合协调委员会至少每年召开一次会议或在必要时召开会议，其职能包括以下几个方面：

(1)根据本会谈纪要(R/D)的框架所决定的暂行实施计划，安排年度项目计划；

(2)根据年度工作计划考察该项目技术合作计划的总体进度并为项目的有效实施提出建议；

(3)对来自项目技术合作计划或与之相关的主要问题交换意见。

### 2、委员会的组成

#### (1)委员长

中华人民共和国劳动部职业技能开发司司长

#### (2)中方：

国家科委代表

劳动部国际合作司代表

进修中心主任

进修中心常务副主任

进修中心副主任

其他由委员长指定的人员

#### (3)日方：

专家组组长

协调员

由专家组指定的其他日方专家

由JICA派遣的调查团员

JICA的中国事务所代表


备注：日本驻中华人民共和国大使馆员作为观察员可以参加联合协调委员会会议。

中国労働部職業訓練指導員養成センタープロジェクトのための  
技術協力に関する討議議事録覚書

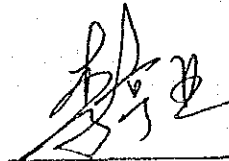
日本国側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局は、相互に合意し、中国労働部職業訓練指導員養成センタープロジェクトのための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

附属文書には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために、双方により了解された内容を記録することとする。

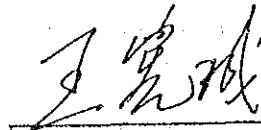
北京市 1994年8月30日



新 島 良 夫  
実施協議調査団団長  
国際協力事業団  
日 本 国



李 亨 業  
職業技能開発司長  
勞 働 部  
中 華 人 民 共 和 国



王 憲 成  
天津職業技術師範学院長  
勞 働 部  
中 華 人 民 共 和 国

## 附属文書

### I. プロジェクト管理

1. 調査団は、日本のプロジェクト方式技術協力においては、効率的・効果的なプロジェクトの運営管理および評価を行うために、通常、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）を導入している旨説明した。

双方は、協議の結果、以下の了解のもとに本プロジェクトにPDMを導入することに同意した。

- (1) PDMは、プロジェクトの技術協力についての認識を明確にするものであり、プロジェクトの目的達成に向けての論理的なステップを表すマトリックスである。
- (2) PDMは、R/Dの枠内で作成され、双方の同意に基づき、プロジェクトの進捗状況に応じて柔軟に改善されるものである。

### 2. プロジェクトの組織

双方は、別添1の本プロジェクトの実施体制を確認した。

双方は、中国労働部職業訓練指導員養成センターは、天津職業技術師範学院とは独立した労働部直属の組織であることを確認した。

なお、双方は、中国労働部職業訓練指導員養成センターの学生の募集・就職指導・資格付与等の事務手続きについては、天津職業技術師範学院が労働部の指揮・監督を受けて実施することを確認した。

### 3. 中国労働部職業訓練指導員養成センターの予算

双方は、中国労働部職業訓練指導員養成センターは独立した予算の管理執行権を有することを確認した。

## II. 訓練実施計画のアウトライン

### 1. 訓練コースの概要

- (1) 双方は、訓練分野、訓練目標、訓練期間ならびに1996年以降の訓練人数および訓練対象者は、別添2の訓練コースの概要のとおりであることを確認した。
- (2) 双方は、1995年の訓練分野別対象者、訓練人数は以下のとおりであることを確認した。

お



訓練分野(科)	訓練人数	訓練対象者
生産技術 制御技術 電子技術 情報技術	20名 ×2クラス ×2学年	天津職業技術師範学院の2年生 (3年目から編入)
自動車技術	24名 ×2クラス ×3学年	技術分野に関する技工学校卒業レベルおよび同等以上の学力を有する以下の者とする。 ①職業訓練指導員(以下「指導員」と称する。)になろうとする者 ②指導員に内定している在職者 ③在職指導員

(3) 双方は、各分野の教科内容は別添3-1~5のとおりであることを確認した。

## 2. 訓練時間

双方は、訓練時間は以下のとおりであることを確認した。

(1) 生産技術科、制御技術科、電子技術科および情報技術科

2800時間以上とする。

(2) 自動車技術科

3900時間以上とする。

## 3. 訓練生の募集および選考

双方は、訓練生の募集および選考は、職業技能開発司の責任において、別添2の訓練対象者の基準に基づき、以下により行われることを確認した。

(1) 生産技術科、制御技術科、電子技術科および情報技術科

全国の大学専科卒業生(28歳以下)および卒業予定者を対象に募集し、天津職業技術師範学院独自の試験により選考する。

(2) 自動車技術科

全国の技工学校卒業および卒業予定者を対象に募集し、天津職業技術師範学院独自の試験により選考する。

お

あ

#### 4. 訓練修了後の資格

双方は、訓練修了後の資格は以下のとおりであることを確認した。

(1) 生産技術科、制御技術科、電子技術科および情報技術科

大学本科卒業の資格が付与されるものとする。

(2) 自動車技術科

大学専科卒業の資格が付与されるものとする。

#### 5. 就職活動

双方は、中国側が訓練修了者に対して責任をもって就職斡旋を行うことを確認した。

### III. カウンターパート

1. 中国側は、別添4の採用基準の各項目を満たすカウンターパートを必要数確保することを表明した。また、双方は、カウンターパートは原則として専任とすることを確認した。

2. 双方は、カウンターパートの配置は別添5-1~2のとおりであることを確認した。

### IV. プロジェクトのための土地、建物および施設

1. 調査団は、プロジェクトに必要な建物を予定通り建設するよう要求した。

2. 中国側は、別添6の建設日程を説明した。

3. 双方は、センターの第2期工事の建物・施設が完成するまでの間についても、自動車整備実習棟において日本人専門家のための暫定的な執務室および会議室が中国側により用意されることを確認した。

4. 双方は、日本人専門家のための執務室に、専用の国際電話・ファクシミリ回線が中国側により用意されることを確認した。

お

王

#### V. 長期専門家の派遣

調査団は、日本人専門家のうち、チーフアドバイザーおよび業務調整員を1994年11月に、その他の長期専門家5名を1995年2月に派遣することを表明した。

#### VI. 訓練コースの開始時期

双方は、各分野とも1995年9月に訓練コースを開始することを確認した。

#### VII. 研修員受入れ

双方は、研修員受入れの人数、期間および研修内容については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議のうえ、プロジェクトの進捗状況を考慮して決定されることを確認した。

#### VIII. 過渡期の処置

双方は、初年度にのみ該当する事項として、以下について合意した。

1. 自動車技術分野を除く4分野の第一期生は、上記II. 3の手続きによっては選考せず、天津職業技術師範学院の2年生の編入とする。
2. したがって、自動車技術分野を除く4分野の第一期生に係るカリキュラムは、第二期生以降とは異なるものを用意する必要があり、その作成・変更にあたっては、長期専門家とカウンターパートの協議により、センター組織の手続きに従って決定するものとする。

#### IX. その他

1. R/D附属文書III - 6 - (5) に述べられている「適当な家具付住居施設」について中国側は、中国労働部職業訓練指導員養成センターの現状では日本人専門家の家具付住居施設を提供する十分な施設能力が無い故、無償で提供することが困難である旨、述べた。日本側はその現状を理解、日本人専門家の住居費用について日本側が負担することに同意する旨、述べた。

また、双方は、中国側が日本人専門家の住居について斡旋の便宜を図ることを確認した。

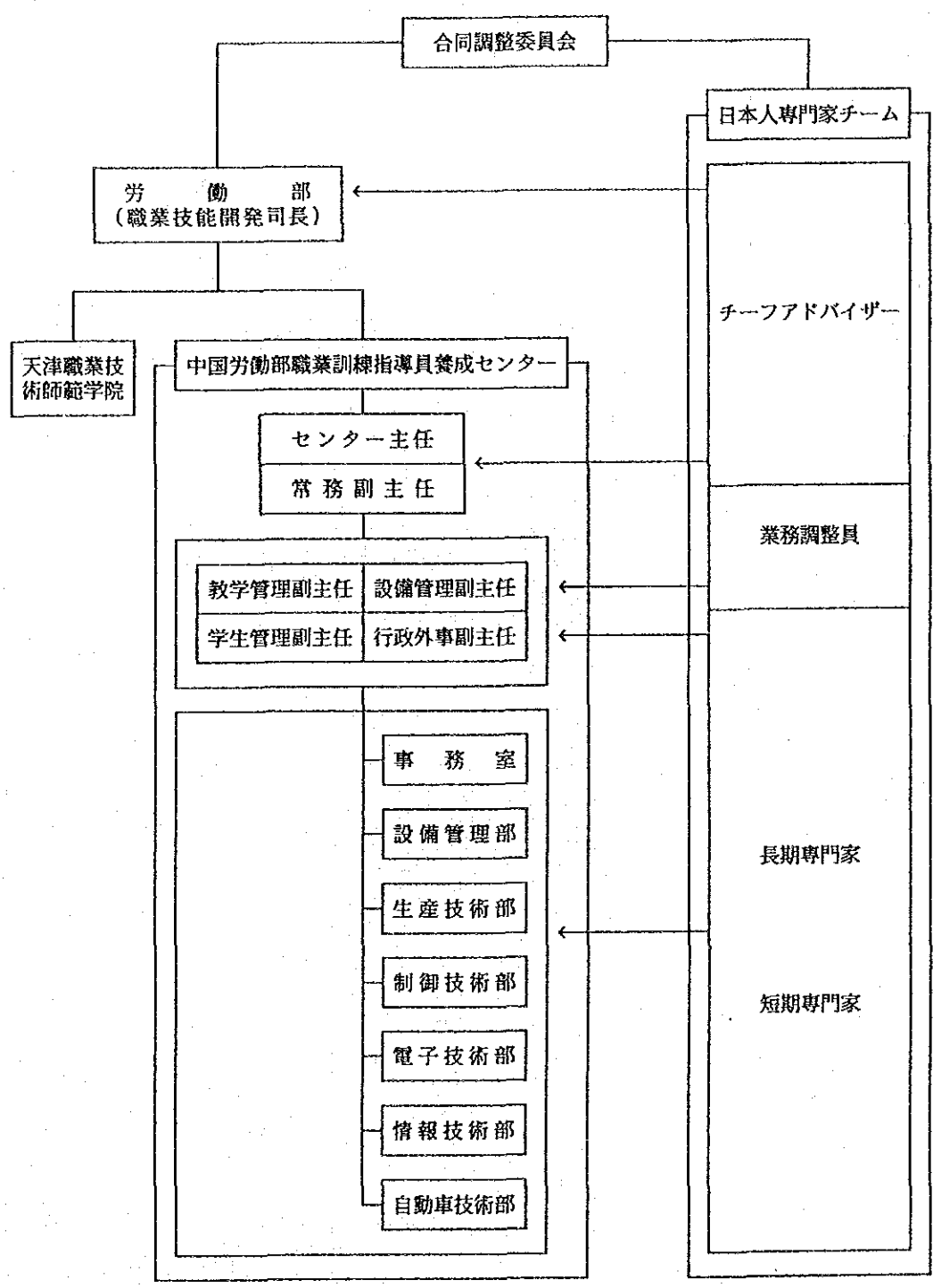
お

2. R/D付表IV. 2にいう「個人的使用品」には、日本人専門家およびその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれることに合意した。
3. R/D付表IV. 2に関し日本側は、日本人専門家およびその家族の持ち込む私用車についての関税その他税金も免除するよう申し入れし、中国側は、引き続き努力する旨、表明した。
4. 双方は、R/D附属文書II-1に基づき派遣される日本人専門家が、中国において技術移転に当たり使用する言語は日本語とし、中国側が適切な通訳を配置することを確認した。
5. 双方は、R/D付表VII. 2の合同調整委員会の委員の人数については、中国側、日本側ともおおむね同数とすることを確認した。
6. R/D附属文書III-6-(4)に関し、中国側は、プロジェクトの開始当初から日本人専門家に対し天津市内の公務上の移動に必要な車両を提供することを表明した。
7. 中国側は、1994年9月末日までに、A1フォームを日本側に提出することを表明した。

お

王

プロジェクト実施体制



20

21  
22

## 訓練コースの概要

訓練分野 (科)	訓練人数	訓練目標	訓練対象者
生産技術	24名 × 2クラス × 2学年	基礎技術の充実と実学融合を図った教科目により基本的機械加工技術を身につけ、生産技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。	技術分野に関する大学専科卒業レベルおよび同等以上の学力を有する以下の者とする。 ①職業訓練指導員（以下「指導員」と称する。）になろうとする者 ②指導員に内定している在職者 ③在職指導員
制御技術	同上	基礎技術の充実と実学融合を図った教科目により基本的制御技術と機械工学を身につけ、制御技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。	同上
電子技術	同上	基礎技術の充実と実学融合を図った教科目により基本的電子回路技術とコンピュータ技術を身につけ、電子技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。	同上
情報技術	同上	基礎技術の充実と実学融合を図った教科目により基本的コンピュータ言語およびシステム開発技術を身につけ、情報技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。	同上
自動車技術	24名 × 2クラス × 3学年	基礎技術の充実と実学融合を図った教科目により基本的自動車技術および管理・経営能力を身につけ、自動車技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。	技術分野に関する技工学校卒業レベルおよび同等以上の学力を有する以下の者とする。 ①職業訓練指導員（以下「指導員」と称する。）になろうとする者 ②指導員に内定している在職者 ③在職指導員

35

生産技術科

[教科内容]

1. 機械基礎

機械分野の指導員として必要な基礎知識・基礎技術について、学科・実技を通して学ぶ。

材料工学、力学、機械工学実験

2. 電気・電子基礎

機械システムにおける電気・電子の基礎知識・基礎技術について、学科・実技を通して学ぶ。

電気工学、電子工学、電気電子工学実験

3. コンピュータ基礎

コンピュータを中心とする情報処理のハードとソフトの基礎知識・基礎技術について、学科・実技を通して学ぶ。

情報工学概論、コンピュータ実習

4. 設計・製図

CADによる機械設計製図技術や機械設計技術および力学的解析による安全設計技術について、学科・実技を通して学ぶ。

機構学、設計製図、人間工学、機械設計製図実習

5. 測定・制御

測定と制御の方法、制御回路や機器、制御装置の設計製作および生産システム管理について、学科・実技を通して学ぶ。

生産工学、制御工学、測定法、シーケンス制御、制御工学実習

6. 生産製造技術

CAD/CAMの基本原理や使い方、現代的な機械製造方法および部品の設計・製造の全工程について、学科・実技を通して学ぶ。

機械加工学、数値制御、機械加工実習、CAD/CAM実習

7. 卒業研究

訓練の集大成として、与えられた個々のテーマに対して、問題解決法、研究開発法を習得し、さらに研究発表を通してプレゼンテーションの方法と技術を学ぶ。

お

制御技術科

〔教科内容〕

1. 機械基礎

制御分野の指導員として必要な機械工学に関する基礎知識、基礎技術について、学科・実技を通して学ぶ。

工業材料、力学、機械加工学、機械工学実験、機械加工実習

2. 電気・電子

機械制御装置に必要な電気・電子の基礎知識、基礎技術について、学科・実技を通して学ぶ。

電気工学、電子工学、電気・電子計測、電子工学実験、電気・電子計測実験

3. 設計・製図

機械制御装置の設計・製図技術およびCADによる設計・製図基礎技術について、学科・実技を通して学ぶ。

製図、機構学、設計製図、設計製図実習

4. 測定・制御

機械制御装置の測定技術、制御技術について、学科・実技を通して学ぶ。

制御工学、油圧工学、シーケンス制御、計測工学、システム工学、制御工学実験、制御工学実習

5. コンピュータ

機械制御に必要なコンピュータ技術について、学科・実技を通して学ぶ。

情報工学概論、電算機工学、情報処理演習、コンピュータ制御実習

6. 卒業研究

訓練の集大成として、与えられた個々のテーマに対して、問題解決法、研究開発法を習得し、さらに研究発表を通してプレゼンテーションの方法と技術を学ぶ。

作

あま



電子技術科

[教科内容]

1. 電子基礎

電子技術の基礎となる知識、技術について、学科・実技を通して学ぶ。  
半導体工学、電磁気学、電気理論、電気電子製図、電子機器組立実習

2. 電子回路

アナログ、デジタル電子回路技術およびCAD/CAMによるシミュレーション技術や回路製作について、学科・実技を通して学ぶ。

電子回路、電子回路実験、回路解析（シミュレーション）  
プリント基板CAD/CAM実習

3. 電子計測

電気・電子計測法、各種測定量変換（センサ）技術及びコンピュータによる自動計測システムについて、学科・実技を通して学ぶ。

電気・電子計測、センサ工学、電気・電子計測実験、センサ実験

4. 通信工学

無線通信技術の基礎、有線通信技術の基礎について、学科・実技を通して学ぶ。

通信工学、データ通信、通信工学実験、データ通信実験

5. コンピュータ・制御

コンピュータのハードウェア基礎、ソフトウェア基礎、インターフェース技術およびコンピュータ制御技術について、学科・実技を通して学ぶ。

コンピュータ工学、ソフトウェア、制御工学、コンピュータ工学実験、ソフトウェア実習、制御工学実験

6. 電子応用

電子回路の応用としての電子機器（カラーTV・その他の電子機器）について、学科・実技を通して学ぶ。

電子応用、電子応用実験

7. 卒業研究

訓練の集大成として、与えられた個々のテーマに対して、問題解決法、研究開発法を習得し、さらに研究発表を通してプレゼンテーションの方法と技術を学ぶ。

75

↑ 王

## 情報技術科

## [教科内容]

## 1. 情報基礎

コンピュータのハードウェアとソフトウェアの基礎知識、基礎技術について、学科・実技を通して学ぶ。

情報数学基礎、情報理論、電子工学概論、電子計算機概論

## 2. ソフトウェア

情報技術に関する問題解決に必要なソフトウェアの設計、開発方法、応用方法について、学科・実技を通して学ぶ。

プログラミング言語、ソフトウェア工学、図形処理工学、情報数学、データ工学、OS、計算機応用、ソフトウェア工学実習、図形処理実習、情報数学演習、データ工学実習、OS実習、計算機応用実習

## 3. ハードウェア

コンピュータに関するハードウェアの回路構成要素、回路構成、アーキテクチャー等について、学科・実験・実技を通して学ぶ。

計算機工学、計算機システム、計算機工学実験、計算機システム実験

## 4. 情報伝送

情報を正確・迅速に伝達する基礎理論、コンピュータネットワーク技術等について、学科・実技を通して学ぶ。

データ通信工学、データ通信実習

## 5. 卒業研究

訓練の集大成として、与えられた個々のテーマに対して、問題解決法、研究開発法を習得し、さらに研究発表を通してプレゼンテーションの方法と技術を学ぶ。

水

水

## 自動車技術科

## [教科内容]

## 1. 指導技術

職業訓練指導員としての職業指導学を学ぶ。また教育実習を通して職業訓練現場を体験する。

## 2. 自動車技術（エンジン整備技術）

自動車用原動機である内燃機関を整備するための知識と技能を習得するための教科目を学ぶ。

## 3. 自動車技術（シャーシ整備技術）

自動車の基本3要素、走る、止まる、曲がるを構成する機械要素に関し、その知識と技能を習得するための教科目を学ぶ。

## 4. 自動車技術（電気・電子装置整備技術）

自動車を構成する基本の電気・電子装置、ならびに付加価値を与えることを目的とした電気・電子装置に関する教科目を学ぶ。

## 5. 自動車技術（自動車性能評価技術）

自動車全般にわたり、その性能を評価し改善することのできる知識と技能を習得するための教科目を学ぶ。

## 6. 機械基礎

機械工学の粋を集積した自動車の理解に必要とされる教科目、ならびに今後の発展性の模索することのできる機械工学に関する基礎教科目を学ぶ。

## 7. 卒業研究

総合訓練として、学生は自分のテーマに合わせて、教材作成、自動車の歴史、制度の調査等の方法を学ぶ。また、研究成果を表現する方法と技術を学習する。

35

あ  
王

## 必要なカウンターパート数および採用基準

訓練分野(科)	必要カウンターパート数	採用基準
生産技術	9	①労働部傘下の指導員であること。 ②大学本科(工学系)を修了した者、またはそれ と同等以上の資格を有すると認められる者。 ③労働部傘下の職業訓練施設で原則5年以上の指 導員経験を有する者。または、5年未満の指導 員経験を有する者にあつては、大学相当の機関 が実施する教育コースを受講した者。ただし、 自動車技術分野については、労働部傘下以外の 施設での実務経験を有する者でもよいものとす る。
制御技術	9	
電子技術	9	
情報技術	9	
自動車技術	9	
(合計)	45	

45

## カウンターパートの配置

カウンターパートの配置については、カリキュラムの授業担当を考慮して、以下の技術分野の人数とする。

ただし、授業担当は、現時点で適切と思料されるが、技術協力開始後に授業担当変更の必要が生じれば長期専門家とカウンターパートの協議により、センター組織の手続きに従って変更可能であるものとする。

## 1. 生産技術科（9名）

生産技術科主任	1名
機械工学技術分野	2名
機械設計技術分野	1名
機械加工技術分野	3名
電気・制御技術分野	1名
電子・コンピュータ技術分野	1名

## 2. 制御技術科（9名）

制御技術科主任	1名
基礎工学技術分野	1名
電気・電子工学技術分野	1名
機械工学技術分野	1名
機械設計技術分野	1名
制御工学技術分野	2名
コンピュータ技術分野	2名

## 3. 電子技術科（9名）

電子技術科主任	1名
電子基礎技術分野	1名
電子計測技術分野	1名
電子回路（アナログ／デジタル）・電子回路設計技術分野	2名
通信技術分野	1名
コンピュータ・制御技術分野	2名
電子応用技術分野	1名

## 4. 情報技術科（9名）

情報技術科主任	1名
情報基礎技術分野	1名
プログラミング技術分野	1名
情報処理技術分野	3名
システム技術分野	1名
ハードウェア技術分野	1名
情報通信・伝達技術分野	1名

IS

5. 自動車技術科 (9名)

自動車技術科主任	1名
エンジン整備技術分野	2名
シャーシ整備技術分野	2名
電気・電子装置整備技術分野	2名
自動車性能評価技術分野	2名

8

1  
5

中国労働部職業訓練指導員養成センター建設日程

- |                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 1. 第1期工事<br>自動車整備実習棟             | 完成済                            |
| 2. 第2期工事<br>事務棟、実験実習棟、NC精密加工実習棟等 | 1994年12月 完成予定                  |
| 3. 学生宿舎・食堂等                      | 1994年10月 着工予定<br>1995年 8月 完成予定 |

お





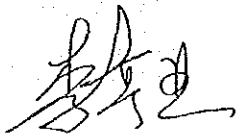


关于“中国劳动部职业培训指导教师进修中心”项目  
技术合作会谈纪要备忘录

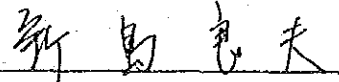
中华人民共和国有关部门与日本实施协议调查团一致同意并签署了“中国劳动部职业培训指导教师进修中心”项目技术合作会谈纪要（以下简称“R/D”）。

为明确R/D中规定的一些特定事项，现将双方达成一致的内容记录于附件中。

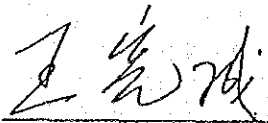
北京 1994年8月30日



李 亨 业  
职业技能开发司司长  
劳动部  
中华人民共和国



新 岛 良 夫  
实施协议调查团团长  
国际协力事业团  
日本国



王 宪 成  
天津职业技术师范学院院长  
劳动部  
中华人民共和国

## 附 件

### I、项目管理

1、为了能够进行行之有效的项目运营管理及评估，调查团对日本专项方式技术合作采用通常的项目设计矩阵(PDM)事宜进行了说明。

讨论结果，双方在了解以下事项的基础上同意对本项目采用“PDM”。

(1)PDM明确表达了对专项方式技术合作的认识，是为达到项目目的理论性步骤的表达矩阵。

(2)PDM是在R/D范围内形成的，经双方同意，可根据项目的进展情况进行灵活的改进。

### 2、项目的组织机构

双方确认，附表1中本项目的实施体制。

双方确认，中国劳动部职业培训指导教师进修中心和天津职业技术师范学院是劳动部直属的相对独立的单位。

另外，双方确认，劳动部将“中国劳动部职业培训指导教师进修中心”的招生、就业指导、资格授予等等事务手续由劳动部领导、监督天津职业技术师范学院办理。

### 3、中国劳动部职业培训指导教师进修中心的预算

双方确认，中国劳动部职业培训指导教师进修中心具有独立的预算管理执行权。

## II、培训实施计划概况

### 1、培训课程概况

(1)双方确认，有关培训领域、培训目标、培训年限及1996年以后培训人数和培训对象等如附表2“培训课程概况”所示。

(2)双方确认，1995年的各领域培训对象、培训人数如下所示：

王 芳

王

培训领域	培训人数	培训对象
生产技术 控制技术 电子技术 信息技术	20名 ×2个班 ×2学年	天津职业技术师范学院二年级学生 (从三年级开始编入)
汽车技术	24名 ×2个班 ×3学年	有关技术领域的技工学校毕业生以及具有同等以上学力者,如下所示: (1)将成为职业培训指导教师者(以下简称"指导教师") (2)内定为指导教师的在职者 (3)在职指导教师

(3)双方确认各领域的教学内容如附表3—1~5所示

## 2、培训时间

双方确认,培训时间如下:

(1)生产技术、控制技术、电子技术和信息技术领域

培训时间为2800学时以上。

(2)汽车技术领域

培训时间为3900学时以上。

## 3、招生及入学考试

双方确认,招生及入学考试由职业技能开发司负责,根据附表2的培训对象标准,按以下方法进行:

(1)生产技术、控制技术、电子技术和信息技术领域

以全国的大学专科毕业生(28岁以下)以及应届毕业生作为招生对象,由天津职业技术师范学院独立组织考试进行选拔。

## (2) 汽车技术领域

以全国技工学校的毕业生以及应届毕业生作为招生对象，由天津职业技术师范学院独立组织考试进行选拔。

## 4、毕业资格

双方对毕业资格确认如下：

### (1) 生产技术、控制技术、电子技术和信息技术领域

授予大学本科毕业资格。

### (2) 汽车技术领域

授予大学专科毕业资格。

## 5、就业

双方确认中方有责任对毕业生进行就业指导。

## III、对口人员

1、中方保证符合表4所示的选拔标准的对口人员人数。另外，双方还确认，对口人员原则上是专职的。

2、双方确认，对口人员的配置如附表5-1~2所示。

## IV、项目的土地、建筑物及设施

1、调查团要求按计划建设项目必要的建筑物。

2、中方说明了附表6所示的建筑日程安排。

3、双方确认，在进修中心的第二期建筑物未完成之前中方将在汽车维修车间为日方专家准备临时办公室、会议室。

4、双方确认，由中方为日本专家组的办公地点配备一条专用国际电话传真线路。

## V、长期专家的派遣

调查团表示，日本将于1994年11月派遣专家组长和协调员、其他5名长期专家将于1995年2月派遣。

## VI、培训课程的开始时间

双方确认，各领域都将于1995年9月开始培训课程。

## VII、接收进修生

双方确认，进修生的人数、进修期限及进修内容等，在日本的每一财政年度，通过中日双方的研究，根据项目的进展情况再做决定。

## VIII、过渡期的处理办法

双方同意，只在第一年度实施如下措施：

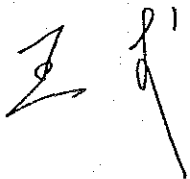
- 1、除汽车技术领域外的四个领域的第一期学生不通过上述11·3所述方法招生，而是将天津职业技术师范学院的二年级学生编入。
- 2、因此，除汽车技术领域外的四个领域的第一期学生的教学计划与第二期以后的有所不同，因此，这一教学计划的制订、更改经长期专家与对口人员的共同协商，遵照进修中心的组织手续决定。

## IX、其他

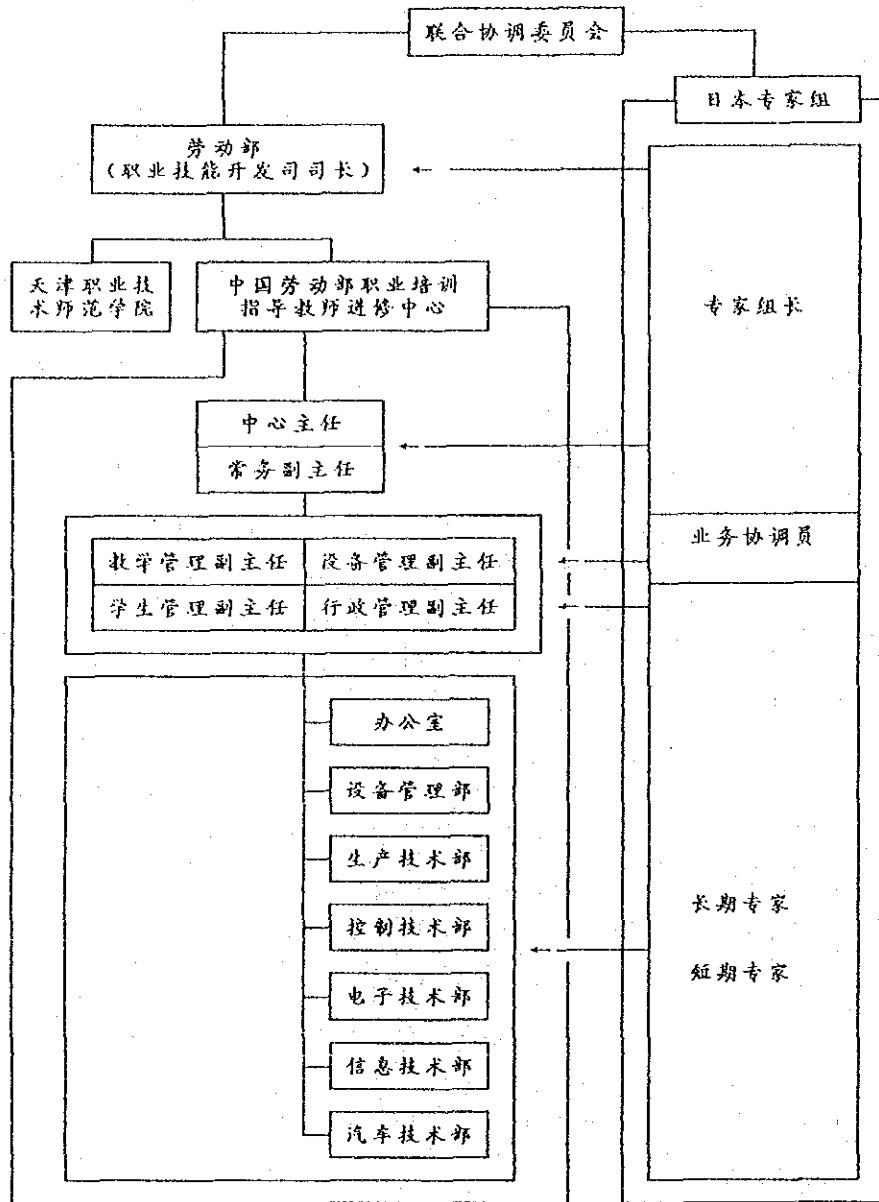
- 1、关于在R/D附件III—6—(5)中所述“带适当家俱的居住设施”事宜，中方表示，目前“中国劳动部职业培训指导教师进修中心”不具备无偿为日本专家提供上述居住设施的能力，基于中方有此困难，日方对此表示理解，同意由日方负担专家住房费用。

另外，双方确认，中方为日方专家寻找住所提供方便。

- 2、双方同意，R/D附表IV·2中所记载的“个人用品”中包括日本长期专家及其家属个人使用的从海外带来的家庭用具。
- 3、关于R/D IV—2，日方要求免收日本专家及其家属带入的个人车辆的关税和其他税金，中方表示为此继续努力。
- 4、双方确认，根据附件11—1派遣的日本专家在中国进行技术转让时所使用的语言为日语，中方将配备合适的翻译。
- 5、双方确认，在R/D附表VII·2中提到的“联合协调委员会”，中方、日方人数大致相等。
- 6、对在R/D附件III—6·(4)中所述内容，中方表示将在项目的开始就为日本专家提供在天津市内公务交通所必须的车辆。
- 7、中方表示，将于1994年9月的最后一天之前向日方提交A1申请表。



项目的实施体制



附表2

培训课程的概要

培训领域	培训人数	培训目标	培训对象
生产技术	24名 × 2个班 × 2学年	通过理论与实践相结合，培养能够掌握现代机械技术、并能进行技术改造的复合型人才。基础知识和基本技能，能够进行机械制图、公差配合、机械加工工艺、钳工、焊工、车工、铣工、刨工、磨工、热处理、涂装、装配等工种的操作。	相关专业的大专及以上学历者，或具有本专业中级以上技术等级证书者。(以下称为指导教师)
控制技术	同上	通过理论与实践相结合，培养能够掌握现代控制技术、并能进行技术改造的复合型人才。基础知识和基本技能，能够进行PLC、变频器、伺服电机、工业机器人等的操作。	同上
电子技术	同上	通过理论与实践相结合，培养能够掌握现代电子技术、并能进行技术改造的复合型人才。基础知识和基本技能，能够进行PCB设计、焊接、调试、维修等操作。	同上
信息技术	同上	通过理论与实践相结合，培养能够掌握现代信息技术、并能进行技术改造的复合型人才。基础知识和基本技能，能够进行计算机操作、网络配置、数据库管理等操作。	同上
汽车技术	24名 × 2个班 × 3学年	通过理论与实践相结合，培养能够掌握现代汽车技术、并能进行技术改造的复合型人才。基础知识和基本技能，能够进行汽车维修、保养、检测、诊断等操作。	相关专业的大专及以上学历者，或具有本专业中级以上技术等级证书者。(以下称为指导教师)

## 生产技术领域

## [教学内容]

## 1、机械基础

通过理论和实习课程的学习，掌握作为机械领域的指导教师所必须的基础知识和基础技术。

材料工程学、力学、机械工程学实验

## 2、电气、电子基础

通过理论和实习课程的学习，掌握机械系统的电气、电子的基础知识和基础技术。

电气工程学、电子工程学、电气电子工程学实验

## 3、计算机基础

通过理论和实习课程的学习，掌握以计算机为中心的信息处理的硬件和软件基础知识、基础技术。

信息工程学概论、计算机实习

## 4、设计、制图

通过理论和实习课程的学习，掌握机械CAD制图技术、机械设计技术和力学解析的安全设计技术。

机构学、设计制图、人机工程学、机械设计制图实习

## 5、测定、控制

通过理论和实习课程的学习，掌握测定和控制方法、控制电路及其装置、控制设备的设计制作以及生产系统的管理。

生产工程学、控制工程学、测定方法、顺序控制、控制工程学实习

## 6、生产制造技术

通过理论和实习课程的学习，掌握CAD/CAM的基本原理和使用方法、现代机械制造技术和零部件设计制造的全过程。

机械加工学、数字控制、机械加工实习、CAD/CAM实习

## 7、毕业研究

作为综合训练，学生针对各自的课题，学习解决问题和开发研究的方法，并且通过发表论文，还要学习表达自己研究结果的方法和技巧。



## 控制技术领域

## [教学内容]

## 1、机械基础

通过理论和实习课程的学习，掌握作为控制领域的指导教师所必须的机械工程基础知识和基础技术。

工业材料、力学、机械加工学、机械工程学实验、机械加工实习

## 2、电气、电子

通过理论和实习课程的学习，掌握机械控制装置相关的电气、电子的基础知识和技术。

电气工程学、电子工程学、电气、电子计测、电子工程实验、电气、电子计测实验

## 3、设计制图

通过理论和实习课程的学习，掌握机械控制装置的设计、制图技术和使用CAD的基础技术。

制图、机构学、设计制图、设计制图实习

## 4、测定、控制

通过理论和实习课程的学习，掌握机械控制装置的测定技术、控制技术。

控制工程学、液压工程学、顺序控制、计测工程学、系统工程学、控制工程学实验、控制工程学实习

## 5、计算机

通过理论和实习课程的学习，掌握机械控制相关的计算机技术。

信息工程概论、计算机工程学、信息处理实习、计算机控制实习

## 6、毕业研究

作为综合训练，学生针对各自的课题，学习解决问题的和开发研究的方法，并且通过发表论文，还要学习表达自己研究结果的方法和技巧。

## 电子技术领域

## [教学内容]

## 1、电子基础

通过理论和实习课程的学习,掌握电子技术的基础知识和技术  
半导体工程、电磁学、电工原理、电气电子制图、电子仪器组装实习

## 2、电子电路

通过理论和实习课程的学习,掌握模拟、数字电路技术,利用  
CAD/CAM仿真技术和电路制作。

电子电路、电子电路实验、电路解析(仿真)、印刷电路板CAD/CAM实习

## 3、电子计测

通过理论和实习课程的学习,掌握电气、电子计测方法、各种物理量  
量的转换(传感器)技术和计算机自动检测系统。

电气、电子计测、传感器工程学、电气、电子计测实验、传感器实  
验

## 4、通信工程学

通过理论和实习课程的学习,掌握无线通信技术的基础、有线通信  
技术的基础。

通信工程学、数据通信、通信工程学实验、数据通信实验

## 5、计算机控制

通过理论和实习课程的学习,掌握计算机的硬件基础、软件基础、  
接口技术和计算机控制技术。

计算机工程学、软件、控制工程学、计算机工程学实验、软件实习、  
控制工程学实验

## 6、电子应用

通过理论和实习课程的学习,掌握使用电子电路的电子仪器(彩电、  
其他电子仪器)。

电子应用、电子实用实验

## 7、毕业研究

作为综合训练,学生针对各自的课题,学习解决问题和开发研究的  
方法,并且通过发表论文,还要学习表达自己研究结果的方法和技巧。

## 信息技术领域

### [教学内容]

#### 1、信息基础

通过理论和实习课程的学习，掌握计算机软、硬件基础知识和基础技术。

信息数学基础、信息理论、电子工程学概论、电子计算机概论

#### 2、软件

通过理论和实习课程的学习，掌握有关信息技术中解决问题所必须的软件设计、开发及应用方法。

编程语言、软件工程学、图形处理工程学、信息数学、数据工程学、OS、计算机应用、软件工程学实习、图形处理实习、信息数学练习，数据工程学实习、OS实习、计算机应用实习

#### 3、硬件

通过理论和实习课程的学习，掌握有关计算机硬件电路和计算机的组成原理。

计算机工程学、计算机系统、计算机工程实验、计算机系统实验

#### 4、信息传送

通过理论和实习课程的学习，掌握准确迅速传送信息所需要的基础理论和计算机网络技术等。

数据通信工程学、数据通信实习

#### 5、毕业研究

作为综合训练，学生针对各自的课题，学习解决问题的和开发研究的方法，并且通过发表论文，还要学习表达自己研究结果的方法和技巧。

王 李

38

汽车技术领域

[教学内容]

1、指导技术

学习职业培训教师所必须的职业指导基础知识，通过教育实习的体验掌握职业指导技能。

2、汽车技术(发动机维修技术)

学习作为汽车原动机的内燃机的维修知识与技能。

3、汽车技术(底盘维修技术)

学习构成汽车行走、转弯、停止(汽车基本三要素)的主要部件的知识和技能。

4、汽车技术(电气、电子装置维修技术)

学习构成汽车基本电气、电子装置以及以增值为目的的有关电气、电子装置的课程。

5、汽车技术(汽车性能评价技术)

学习汽车性能评价，以及改善汽车性能的知识与技能。

6、机械基础

学习与汽车技术相关的机械工程学的精华，以及发展汽车技术的有关机械工程学的基本知识。

7、毕业研究

作为综合训练，学生针对各自的课题，学会编写教材、调查汽车发展历史和有关制度等方法，还要学习表达自己研究结果的方法和技巧。

附表4

## 必要的对口人员的人数及选拔标准

培训专业	必要的对口人员 人数	选拔标准
生产技术	9	(1) 劳动部系统的指导教师 (2) 大学本科(工科)毕业、或被承认具有同等以上资格者 (3) 在劳动部系统的职业培训设施中原则上已有5年以上指导教师经验者。指导教师经验未满5年的进修过高等学校开设的教育教学课程。另外,对于汽车技术领域,在劳动部系统以外的机构中有实际工作经验者亦可。
控制技术	9	
电子技术	9	
信息技术	9	
汽车技术	9	
(合计)	45	

王 81

85

## 对口人员的配置

有关对口人员的配置，按教学计划需要的任课教师，安排各技术领域人数如下：

目前的任课安排是适应现在的情况，在技术合作开始后，任课安排如有变更的必要，经长期专家与对口人员共同协商，履行进修中心的手续后方可变更。

## 1、生产技术领域(9名)

生产技术领域主任	1名
机械工程技术	2名
机械设计技术	1名
机械加工技术	3名
电气·控制技术	1名
电子·计算机技术	1名

## 2、控制技术领域(9名)

控制技术领域主任	1名
基础工程技术	1名
电气·电子工程技术	1名
机械工程技术	1名
机械设计技术	1名
控制工程技术	2名
计算机技术	2名

## 3、电子技术领域(9名)

电子技术领域主任	1名
电子基础技术	1名
电子计测技术	1名

附表5—2

电子电路(模拟/数字)·电子电路设计技术	2名
通信技术	1名
计算机·控制技术	2名
电子应用技术	1名
4、信息技术领域(9名)	
信息技术领域主任	1名
信息基础技术	1名
编程技术	1名
信息处理技术	3名
系统技术	1名
硬件技术	1名
信息通信·传送技术	1名
5、汽车技术领域(9名)	
汽车技术领域主任	1名
发动机维修技术	2名
底盘维修技术	2名
电气·电子装置维修技术	2名
汽车性能评价技术	2名

王

张

中国职业培训指导教师进修中心  
建设进度表

1、第一期工程

汽车维修实习楼

已完成

2、第二期工程

办公楼、实验实习楼、NC  
精密加工实习楼等

预计1994年12月完成

3、学生宿舍、食堂等

预计1994年10月开工  
预计1995年8月完成

王 东

东



中国労働部職業訓練指導員養成センタープロジェクト  
に関する暫定実施計画

日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局は共同で別添のとおり中国労働部職業訓練指導員養成センタープロジェクトの暫定実施計画を作成した。

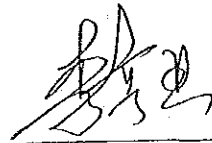
この暫定実施計画は、日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局との間で中国労働部職業訓練指導員養成センタープロジェクトの実施に必要な予算が双方において確保されることを前提として合意した討議議事録の附属文書 I-2 に基づき策定された。本計画はプロジェクトの実施過程において必要が生じた際討議議事録の枠内で変更されるものとする。

本書は等しく正文である日本語、中国語および英語により各2通を作成した。解釈に相違が生じた場合には、英語の本文によるものとする。

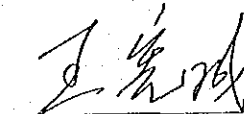
北京市 1994年8月30日



新 島 良 夫  
実施協議調査団団長  
国際協力事業団  
日 本 国



李 亨 業  
職業技能開発司長  
労働部  
中華人民共和国



王 憲 成  
天津職業技術師範学院長  
労働部  
中華人民共和国

年次	中国労働部職業訓練指導員養成センタープロジェクト暫定実施計画					備考						
	1994/11~1995/03	1995/04~1996/03	1996/04~1997/03	1997/04~1998/03	1998/04~1999/03		1999/04~1999/10					
年次	1年目	2年目	3年目	4年目	最終年							
品力期間	94/11/1											
(自主)専門家の派遣 1. 農林水産省 農林省 農林省 農林省 農林省 農林省 農林省 2. 短期専門家 3. 研修員受入れ 4. 調査団の派遣 (中国側) 要員実習者、NC精造加工 1. 要員実習者 2. 要員実習者 3. 要員実習者 4. 要員実習者 5. カウンタートリートメント 6. カウンタートリートメント 7. カウンタートリートメント 8. カウンタートリートメント (訓練コース) 制御技術、電子技術、 3年課程 制御技術分野	94/11	95/2	○	○	○	○	99/10/31				必要に際し	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	計画打合せ	95/8	97/7	98/7	99/7	99/7	99/7	99/7	99/7	99/7	99/7	99/7
	94/12	95/8	96/9	97/9	98/9	99/9	99/9	99/9	99/9	99/9	99/9	99/9
自動車技術分野		95/9	96/9	97/9	98/9	99/9	99/9	99/9	99/9	99/9	99/9	99/9

注：本計画は、本園が所管している企業に於いて必要に応じて作成されたものである。また、本計画は、本園が所管している企業に於いて必要に応じて作成されたものである。

プロジェクト・デザイン・マトリックス

中国技術部職業訓練指導員養成センタープロジェクト

中国技術部職業訓練指導員養成センタープロジェクト	プロジェクト要約	指 導 課	指導教官の入手手段	外 部 条 件
<p>環境と国内の職業訓練施設において、同様の産業界の 上級技術者に訓練を受けた訓練が実施される。</p>	<p>職業訓練施設での訓練実施状況 (訓練コース開設状況、訓練者数、 卒業生数、就職状況)</p>	<p>労働部および職業訓練施設への聞き 取り調査</p>	<p>1 指導員が職業訓練施設に入居する ための雇用関係が整えられている。 2 職業訓練施設の機材が充足している。</p>	
<p>プロジェクトの目的 中国技術部職業訓練指導員養成センターにおいて、中国人 技術者に必要となる技術指導員を養成することである。</p>	<p>1 訓練終了生の数 2 訓練終了生の能力</p>	<p>1 センターの訓練終了生の記録 2 就職先への聞き取り調査</p>	<p>1 訓練コース終了生の就職先が 確保されている。 2 職業訓練政策の大幅な変更が ない。</p>	
<p>効果 1 制御技術、電子技術、情報技術および自動運 転技術、(以下「5分野」といいます。)に 関する訓練コースを養成できる指導員が 育成される。 2 5分野の訓練コースの円滑な実施のための適切な機材が 提供される。 3 5分野の訓練コースが設定され、適切に実施される。</p>	<p>1 カウンタースタッフの能力 a 専門技術者の開発 b 専門技術者の開発 c 専門技術者の開発 d 専門技術者の開発 e 専門技術者の開発 f 専門技術者の開発 g 専門技術者の開発 h 専門技術者の開発 i 専門技術者の開発 j 専門技術者の開発 k 専門技術者の開発 l 専門技術者の開発 m 専門技術者の開発 n 専門技術者の開発 o 専門技術者の開発 p 専門技術者の開発 q 専門技術者の開発 r 専門技術者の開発 s 専門技術者の開発 t 専門技術者の開発 u 専門技術者の開発 v 専門技術者の開発 w 専門技術者の開発 x 専門技術者の開発 y 専門技術者の開発 z 専門技術者の開発</p>	<p>1 センターのカウンタースタッフの 能力 2-1 センターの機材活用状況 2-2 センターの機材活用状況 3 センターの訓練コース実施記録</p>	<p>1 カウンタースタッフが組織しな い。 2 センターに対する十分な財政 支援が得られる。 3 訓練生が途中で訓練をやめな い。</p>	
<p>活動 1 1-1 指導員養成センターの選定 1-2 指導員養成センターの選定 1-3 指導員養成センターの選定 1-4 指導員養成センターの選定 1-5 指導員養成センターの選定 1-6 指導員養成センターの選定 1-7 指導員養成センターの選定 1-8 指導員養成センターの選定 1-9 指導員養成センターの選定 2 2-1 指導員養成センターの選定 2-2 指導員養成センターの選定 2-3 指導員養成センターの選定 2-4 指導員養成センターの選定 3 3-1 指導員養成センターの選定 3-2 指導員養成センターの選定 3-3 指導員養成センターの選定 3-4 指導員養成センターの選定 3-5 指導員養成センターの選定 3-6 指導員養成センターの選定 3-7 指導員養成センターの選定 3-8 指導員養成センターの選定</p>	<p>1 指導員養成センターの選定 2 指導員養成センターの選定 3 指導員養成センターの選定 4 指導員養成センターの選定 5 指導員養成センターの選定 6 指導員養成センターの選定 7 指導員養成センターの選定 8 指導員養成センターの選定 9 指導員養成センターの選定 10 指導員養成センターの選定 11 指導員養成センターの選定 12 指導員養成センターの選定 13 指導員養成センターの選定 14 指導員養成センターの選定 15 指導員養成センターの選定 16 指導員養成センターの選定 17 指導員養成センターの選定 18 指導員養成センターの選定 19 指導員養成センターの選定 20 指導員養成センターの選定 21 指導員養成センターの選定 22 指導員養成センターの選定 23 指導員養成センターの選定 24 指導員養成センターの選定 25 指導員養成センターの選定 26 指導員養成センターの選定 27 指導員養成センターの選定 28 指導員養成センターの選定 29 指導員養成センターの選定 30 指導員養成センターの選定 31 指導員養成センターの選定 32 指導員養成センターの選定 33 指導員養成センターの選定 34 指導員養成センターの選定 35 指導員養成センターの選定 36 指導員養成センターの選定 37 指導員養成センターの選定 38 指導員養成センターの選定</p>	<p>1 指導員養成センターの選定 2 指導員養成センターの選定 3 指導員養成センターの選定 4 指導員養成センターの選定 5 指導員養成センターの選定 6 指導員養成センターの選定 7 指導員養成センターの選定 8 指導員養成センターの選定 9 指導員養成センターの選定 10 指導員養成センターの選定 11 指導員養成センターの選定 12 指導員養成センターの選定 13 指導員養成センターの選定 14 指導員養成センターの選定 15 指導員養成センターの選定 16 指導員養成センターの選定 17 指導員養成センターの選定 18 指導員養成センターの選定 19 指導員養成センターの選定 20 指導員養成センターの選定 21 指導員養成センターの選定 22 指導員養成センターの選定 23 指導員養成センターの選定 24 指導員養成センターの選定 25 指導員養成センターの選定 26 指導員養成センターの選定 27 指導員養成センターの選定 28 指導員養成センターの選定 29 指導員養成センターの選定 30 指導員養成センターの選定 31 指導員養成センターの選定 32 指導員養成センターの選定 33 指導員養成センターの選定 34 指導員養成センターの選定 35 指導員養成センターの選定 36 指導員養成センターの選定 37 指導員養成センターの選定 38 指導員養成センターの選定</p>	<p>1 カウンタースタッフが組織しな い。 2 必要な訓練生が確保される。</p>	

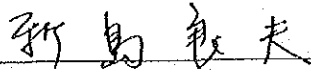


TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION  
OF  
THE PROJECT OF THE TRAINING CENTER FOR INSTRUCTORS  
OF VOCATIONAL TRAINING OF MINISTRY OF LABOUR

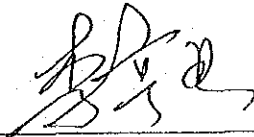
The Japanese Implementation Survey Team and the Chinese authorities concerned have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour as annexed hereto. This has been formulated in connection with I-2 of the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Authorities Concerned for the Project of the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour on the conditions that the necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides, and that the Schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when the need arises in the course of the Project's implementation.

Done in duplicate in the Japanese, Chinese and English languages, each text is considered equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

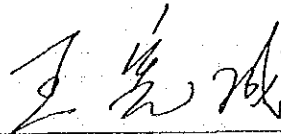
Beijing, August 30th, 1994



Mr. Yoshio Niijima  
Leader,  
Implementation Survey Team,  
Japan International  
Cooperation Agency,  
Japan



Mr. Li Hengye  
Director,  
Bureau of Vocational Skill  
Development,  
Ministry of Labour,  
The People's Republic of China



Mr. Wang Xiancheng  
President,  
Tianjin Vocational Technical  
Teachers' College,  
Ministry of Labour,  
The People's Republic of China

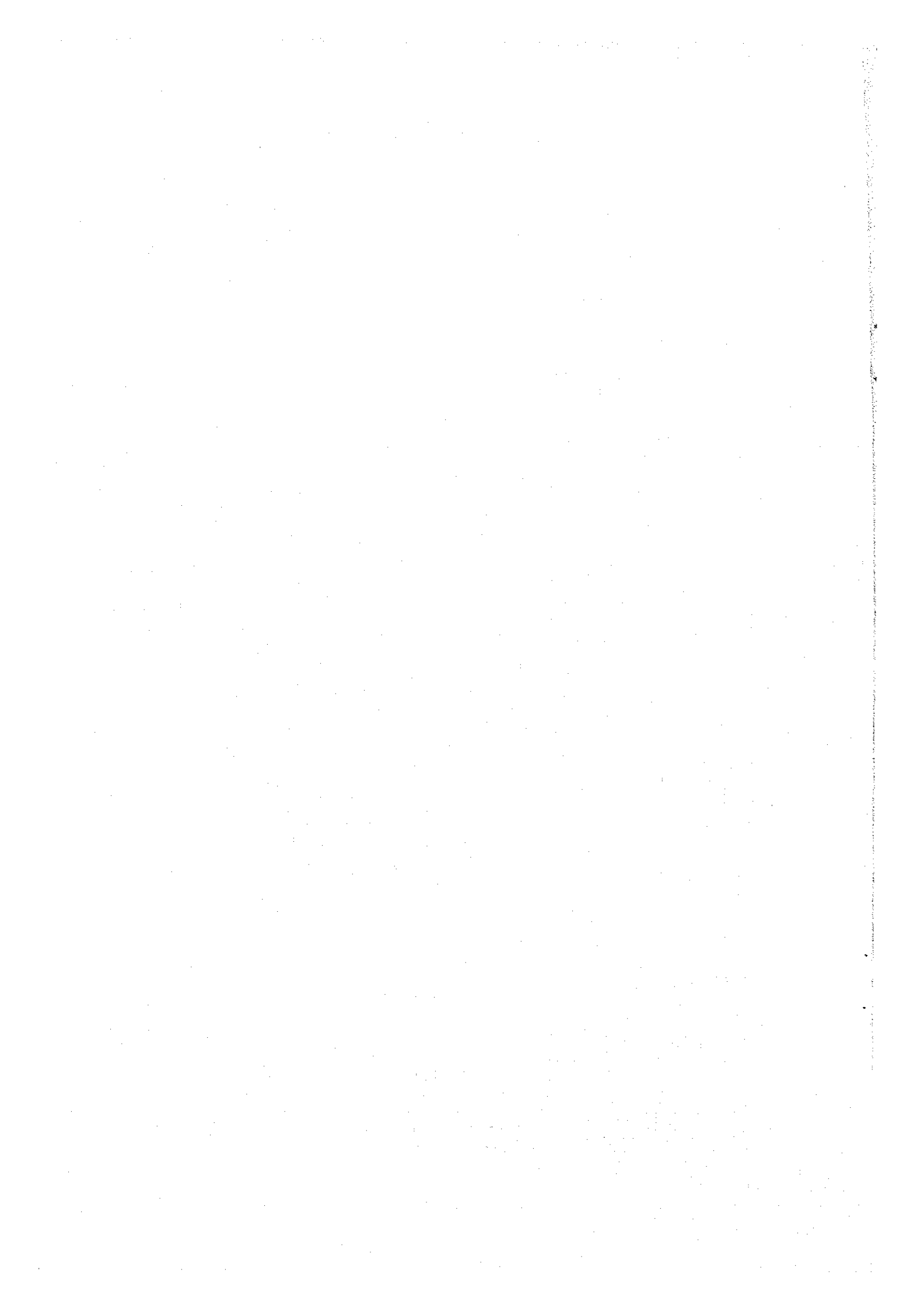
TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION OF THE PROJECT OF THE TRAINING CENTER FOR INSTRUCTORS OF VOCATIONAL TRAINING OF MINISTRY OF LABOUR

Inout/Fiscal Year	1994/11~1995/03		1995/04~1996/03		1996/04~1997/03		1997/04~1998/03		1998/04~1999/03		1999/04~1999/10		Remarks
	Year	First Year	Second Year	Third Year	Fourth Year	Fifth Year							
Term of Technical Cooperation (Japanese Side) 1. Dispatch of Japanese Experts 1) Long-term Experts Chief Adviser Coordinator 2) Short-term Experts Industrial Technology Expert Control Technology Expert Electronic Technology Expert Information Technology Expert Automobile Technology Expert 2) Short-Term Experts 2. Training of Chinese personnel in Japan 3. Provision of machinery and equipment 4. Dispatch of Survey Team	94/11/1											99/10/21	
(Chinese Side) 1. Construction of office building, training building, NC building, etc. 2. Construction of dormitory, refectory, etc. 3. Assignment of counterpart personnel 4. Allocation of necessary budget (Training Courses) Industrial Technology, Control Technology, Electronic Technology and Information Technology	94/12 94/11												
Automobile Technology													

Note: This Schedule is formulated tentatively on the assumption that necessary budget will be acquired by both sides. This Schedule is subject to change within the scope of the Record of Discussions, if the need arises during the course of the Project's implementation.

THE PROJECT OF THE TRAINING CENTER FOR INSTRUCTORS OF VOCATIONAL TRAINING OF MINISTRY OF LABOUR PROJECT DESIGN MATRIX

Narrative Summary	Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p><b>Overall Goal</b> The vocational training in response to the technological innovation of the industrial sector in the People's Republic of China is implemented in the vocational training institutions in the People's Republic of China.</p> <p><b>Project Purpose</b> The instructors of the vocational training institutions capable of improving the vocational training in response to the technological innovation in the People's Republic of China are produced in the Training Center for Instructors of Vocational Training of Ministry of Labour.</p> <p><b>Outputs</b> 1 Instructors capable of implementing the training courses responding to the technological innovation are trained in the fields of industrial technology, control technology, electronic technology, information technology and automobile technology (hereinafter referred to as "the five fields"). 2 Appropriate machinery and equipment for the smooth implementation of the training courses in the five fields are secured. 3 Training courses in the five fields are established and afterward properly implemented.</p>	<p>The situation of the implementation of the training in the vocational training institutions (The number of courses, the number of the trainees, the number of the graduates, the situation of the employment)</p> <p>1 The number of the graduates of the training courses 2 The ability of the graduates of the training courses</p>	<p>The investigation of Ministry of Labour and the vocational training institutions</p> <p>1 The report of the Center regarding the graduates of the training courses 2 The investigation of the employers</p>	<p>1 Adequate employment circumstances for the instructors to settle in the vocational training institutions is established. 2 The equipment in the vocational training institutions are fully prepared.</p> <p>1 The employment opportunities of the graduates of the training courses are secured. 2 The vocational training policy is not widely changed.</p>
<p><b>Activities</b> 1 Instructors 1-1 To select counterpart personnel based on qualification standards 1-2 To develop curricula 1-3 To study the technical knowledge and skills for the achievement of the training targets 1-4 To operate and maintain the necessary training equipment for the achievement of the training targets 1-5 To develop teaching materials 1-6 To study the teaching methods 1-7 To study the class preparation methods 1-8 To study the class management methods 1-9 To study the evaluation methods of the training courses 2 Machinery and equipment 2-1 To prepare lists of machinery and equipment 2-2 To procure machinery and equipment 2-3 To install and operate machinery and equipment 2-4 To maintain machinery and equipment 3 Training courses 3-1 To use curricula 3-2 To make practical use of the technical knowledge and skills for the achievement of the training targets 3-3 To operate and maintain the necessary training equipment for the achievement of the training targets 3-4 To use teaching materials 3-5 To study the teaching methods 3-6 To prepare classes 3-7 To operate classes 3-8 To evaluate the training courses</p>	<p>1 The following ability of counterpart personnel: a Curriculum development b Study of technical knowledge and skills c Operation and maintenance of the training equipment d Development of teaching materials e Teaching methods f The class preparation methods g The class management methods h The evaluation of the training courses 2-1 The situation of using the equipment 2-2 The situation of the maintenance of the equipment 3 The number of the training courses being implemented</p>	<p>1 The evaluation list of counterpart personnel in the Center 2-1 The record of use of the equipment in the Center 2-2 The maintenance record of the equipment in the Center 3 The report of the implementation of the training courses in the Center</p>	<p>1 Counterpart personnel don't resign. 2 The financial support to the Center is sufficient. 3 The trainees don't leave the Center.</p>
<p><b>Cost</b> (Japanese Side) Dispatch of long-term experts : 7 experts Dispatch of short-term experts : approx. 4 ~5 experts/year Training of Chinese personnel in Japan : approx. 5 persons/year Provision of machinery and equipment : total approx. 100 million yen</p> <p>(Chinese Side) Construction of the Center Provision of necessary land, buildings and facilities for the Center Assignment of counterpart personnel : 9 persons/field Allocation of necessary budget : The cost for preparing the equipment and teaching materials etc.</p>	<p>1 Counterpart personnel don't resign. 2 The necessary trainees are secured.</p>	<p>Pre-conditions 1 The Center is constructed as scheduled. 2 The qualified trainees exist.</p>	





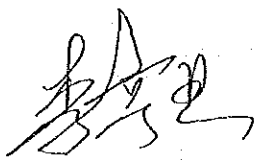
关于“中国劳动部职业培训指导教师进修中心”项目  
暂行实施计划

日本实施协议调查团与中华人民共和国有关部门共同制定了如附表所示的“中国劳动部职业培训指导教师进修中心”项目的暂行实施计划。

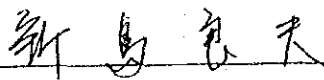
该暂行实施计划是根据会谈纪要的附件 I—2 制定的，该会谈纪要是关于中国劳动部职业培训指导教师进修中心的项目，由中华人民共和国有关部门与日本国实施协议调查团共同签署的，实施该项目是以双方确保中国劳动部职业培训指导教师进修中心项目的必要预算为前提。同时，若有必要该暂行计划在项目实施过程中限于“会谈纪要”框架范围内可做变动。

本文用中文、日文及英文各写成两份，每种文本具有同等效力，在解释上若有分歧，应以英文文本为准。

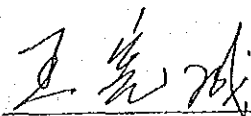
北京 1994年8月30日



李 亨 业  
职业技能开发司司长  
劳动部  
中华人民共和国



新 岛 良 夫  
实施协议调查团团长  
国际协力事业团  
日本国



王 宪 成  
天津职业技术师范学院院长  
劳动部  
中华人民共和国

中国劳动部职业培训指导教师进修中心项目暂行实施计划

进入/行政年度	第1年		第2年		第3年		第4年		第5年		备注
	1994/11~1995/03	1995/04~1996/03	1996/04~1997/03	1997/04~1998/03	1998/04~1999/03	1999/04~2000/03	2000/04~2001/03	2001/04~2002/03	2002/04~2003/03	2003/04~2004/03	
职业培训指导	94/11/1									99/10/03	
1. 职业培训指导	94/11										
2. 职业培训指导	95/3										
3. 职业培训指导											
4. 职业培训指导											
5. 职业培训指导											
6. 职业培训指导											
7. 职业培训指导											
8. 职业培训指导											
9. 职业培训指导											
10. 职业培训指导											
11. 职业培训指导											
12. 职业培训指导											
13. 职业培训指导											
14. 职业培训指导											
15. 职业培训指导											
16. 职业培训指导											
17. 职业培训指导											
18. 职业培训指导											
19. 职业培训指导											
20. 职业培训指导											
21. 职业培训指导											
22. 职业培训指导											
23. 职业培训指导											
24. 职业培训指导											
25. 职业培训指导											
26. 职业培训指导											
27. 职业培训指导											
28. 职业培训指导											
29. 职业培训指导											
30. 职业培训指导											
31. 职业培训指导											
32. 职业培训指导											
33. 职业培训指导											
34. 职业培训指导											
35. 职业培训指导											
36. 职业培训指导											
37. 职业培训指导											
38. 职业培训指导											
39. 职业培训指导											
40. 职业培训指导											
41. 职业培训指导											
42. 职业培训指导											
43. 职业培训指导											
44. 职业培训指导											
45. 职业培训指导											
46. 职业培训指导											
47. 职业培训指导											
48. 职业培训指导											
49. 职业培训指导											
50. 职业培训指导											
51. 职业培训指导											
52. 职业培训指导											
53. 职业培训指导											
54. 职业培训指导											
55. 职业培训指导											
56. 职业培训指导											
57. 职业培训指导											
58. 职业培训指导											
59. 职业培训指导											
60. 职业培训指导											
61. 职业培训指导											
62. 职业培训指导											
63. 职业培训指导											
64. 职业培训指导											
65. 职业培训指导											
66. 职业培训指导											
67. 职业培训指导											
68. 职业培训指导											
69. 职业培训指导											
70. 职业培训指导											
71. 职业培训指导											
72. 职业培训指导											
73. 职业培训指导											
74. 职业培训指导											
75. 职业培训指导											
76. 职业培训指导											
77. 职业培训指导											
78. 职业培训指导											
79. 职业培训指导											
80. 职业培训指导											
81. 职业培训指导											
82. 职业培训指导											
83. 职业培训指导											
84. 职业培训指导											
85. 职业培训指导											
86. 职业培训指导											
87. 职业培训指导											
88. 职业培训指导											
89. 职业培训指导											
90. 职业培训指导											
91. 职业培训指导											
92. 职业培训指导											
93. 职业培训指导											
94. 职业培训指导											
95. 职业培训指导											
96. 职业培训指导											
97. 职业培训指导											
98. 职业培训指导											
99. 职业培训指导											
100. 职业培训指导											

职业培训指导教师进修中心项目暂行实施计划

Handwritten signature or initials on the left side of the page.

Handwritten character '行' (row) on the right side of the page.





② 対処方針と協議結果



中国職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針と協議結果

項 目	現 状	対処方針	協議結果
①R/D署名者	日本側案では労働部副部長としていたが、中国側は職業技能開発司長としたことの要望。	労働部副部長とするよう要望するが、職業技能開発司長でも了承する。総括責任者との関係がある。	職業技能開発司長と天津職業技術師範学院長の連名となった。
②IV. 1 プロジェクトの総括責任者	日本側案では労働部副部長としていたが、中国側は国際合作司長としたことの要望。なお、事前調査では労働部副部長を総括責任者としている。	日本側案どおりとする。	職業技能開発司長となった。これは、司長は、副部長からプロジェクトの責任を任ざれており、プロジェクトの実施に当たって、予算・人事も含めて問題ないこと、他のプロジェクトとの機並び（科技委によれば、総括責任者は局長クラス）を考慮すべきであることについて中国側から説明があったため、調査団としても了承したものである。
③付表VII 合同調整委員会 員 長	日本側案では労働部副部長としていたが、中国側は国際合作司長としたことの要望。	職業技能開発司長とするよう要望するが、国際合作司長でも了承する。	職業技能開発司長となった。また、中国側委員に労働部国際合作司の代表が追加された。
④III. 1、2	中国側案では、削除。	日本側案どおりとする。	日本側案どおりとなった。
⑤III. 4、5	日本側案では「保証する」としていたが、中国側は「確認する」としていたことの要望。	日本側案どおりとする。	日本側案どおりとなった。
⑥III. 6. (5)	日本側案では「適当な家具付住居施設」としてはいるが、中国側は「住居施設確保の便宜」としたことの要望。	日本側案どおりとし、ミニッツに中国側要望どおりの内容を記載する。	ミニッツIX-1のとおり。
⑦VIII	新たに追加された事項	追加するよう要望するが、中国側の理解が得られなかった場合には、「中華人民共和国政府は」「中華人民共和国労働部は」等に変更する。	日本側案どおりとなった。

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針および調査結果（その1）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>1 プロジェクト内容 プロジェクト名 「中国職業訓練指導員養成センター」</p> <p>2 プロジェクト目標等 (1) 上位目標 (R/R付表1)</p>	<p>1 プロジェクト内容 プロジェクト名 「中国職業訓練指導員養成センター」</p> <p>2 プロジェクト目標等 (1) 上位目標 (R/R付表1)</p> <p>・ 職業調査の際、中国側は、養成された職業訓練指導員が指導する職業訓練施設の建設の材料を供給する計画を提出することを含め、これを提出している。（別紙1）</p> <p>・ 事前調査報告書の全体目標 「中国における技術革新に対応した職業訓練指導員の育成に資する。」</p>	<p>1 プロジェクト内容 プロジェクト名 「中国職業訓練指導員養成センター」</p> <p>2 プロジェクト目標等 (1) 上位目標 (R/R付表1)</p>	<p>1 プロジェクト内容 「中国職業訓練指導員養成センター」</p> <p>2 プロジェクト目標等 (1) 上位目標 (R/R付表1)</p>
<p>3 プロジェクトの成果 (R/R付表1)</p>	<p>3 プロジェクトの成果 長期調査の結果は以下のとおり。 a 生産技術分野：機械加工技術 b 制御技術分野：制御技術と機械高度 c 電子技術分野：電子回路技術とソフトウェア技術 d 情報技術分野：ソフトウェア言語およびデータベース e 自動車製造機械技術分野</p>	<p>3 プロジェクトの成果 ● 以下のとおりとする。 (1) 訓練コースを実施できる材料が作成される。 (2) 訓練コースを実施するための材料が完成される。</p>	<p>3 プロジェクトの成果 ● 5分野を加工以下のとおり記述が詳細になった。 (1) 生産技術、制御技術、電子技術、情報技術、自動車製造機械技術</p>
<p>4 プロジェクトの目的 (R/R付表1)</p>	<p>4 プロジェクトの目的 長期調査、事前調査の結果は以下のとおり。 「生産技術、制御技術、電子技術、情報技術および自動車技術分野での中華人民共和国における技術革新に対応できる職業訓練指導員の育成に資する。」</p>	<p>4 プロジェクトの目的 長期調査と基本的には同じ。下線部が訂正箇所。 「中国職業訓練指導員養成センター」において、生産技術、制御技術、電子技術、情報技術および自動車技術分野での中華人民共和国における技術革新に対応できる職業訓練指導員の育成に資する。」</p>	<p>4 プロジェクトの目的 ● は長所が訂正箇所あり（分野名が削除される）以下は別紙1中国側職業訓練指導員養成センターにおいて、中華人民共和国における技術革新に対応できる職業訓練指導員が養成される。」</p>



中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その1）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>4 プロジェクトの活動 (R/D付表1)</p>	<p>4 プロジェクトの活動 長期調査の結果は以下のとおり。 生産技術、情報技術、電子技術、情報技術および自動車技術分野の訓練コース実施に関する以下の活動 a 訓練コースの創設および教材の作成 b 訓練コースの教材の整備 c 訓練コース実施</p>	<p>4 プロジェクトの活動 以下のとおりとする。 ① 教材の作成および教材の選定 a 教材の選定 b 教材の作成 c 教材の整備 d 教材の選定 e 教材の作成 f 教材の整備 g クラス運営方法の開発 h 訓練評価方法の開発 i 教材の発行および保存、管理 ②</p>	<p>4 教材の活動 以下のとおり。 ① 「指導員」に必要 a 教材の選定 b 教材の作成 c 教材の整備 d 教材の選定 e 教材の作成 f 教材の整備 g クラス運営 h 訓練評価 i 教材の発行 ② 指導員</p>
<p>5 プロジェクトにおける日本の技術協力について (R/D付表1) ① 日本の技術協力の展開 ② 日本の技術協力の改善</p>	<p>5 日本の技術協力 長期調査の結果は以下のとおり。 「日本国政府は、中華人民共和国政府が上記2項に掲げる成果を得るための活動の促進に努力する。」</p>	<p>③ 訓練コース実施のための以下の活動 a 教材の活用 b 訓練目標を達成するための体系的な専門技術者の活用 c 訓練目標を達成するために必要な訓練教材の製作・保存 d 教材の活用 e 体系的な活用 f 体系的な活用 g クラス運営方法の活用 h 訓練評価方法の活用 ④ プロジェクトの目的、成果、活動等について中国語と共通の認識をもつ。 5 日本の技術協力 以下の通りとする。基本的には長所調査の結果と同様。 「日本国政府は、中華人民共和国政府の上記3に掲げる活動の促進に努力する。」 ⑤ 本加わりの日本は、技術協力の位置づけは、上記成果を得るための活動の進行にあって中国の支援をするものである。加わりの主体、目標達成の当事者は、中国職業訓練指導員養成センターであることを確認する。</p>	<p>④ 以下のとおり修正 a 教材の作成 b 教材の選定 c 教材の整備 d 教材の選定 e 教材の作成 f 教材の整備 g クラス運営 h 訓練評価 i 教材の発行 ⑤ 指導員 ⑥ 指導員 ⑦ ?</p>

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査対処方針（その2）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>6 プロジェクトへの投入                      (1) 日本側投入計画                      ① 日本人専門家の派遣                      R/D付表Ⅱ                      i) 長期専門家</p>	<p>プロジェクトへの投入                      長期調査の結果は以下のとおり。                      (1) 日本側投入計画                      ① 専門家                      ・長期専門家                      (1) チーフアドバイザー 1名                      (2) 業務調整員 1名                      (3) 生産技術専門家 1名                      (4) 情報技術専門家 1名                      (5) 電子技術専門家 1名                      (6) 情報技術専門家 1名                      (7) 自動車整備技術専門家 1名</p>	<p>プロジェクトへの投入                      ① 専門家                      ・長期専門家                      (1) チーフアドバイザー 1名                      (2) 業務調整員 1名                      (3) 生産技術専門家 1名                      (4) 情報技術専門家 1名                      (5) 電子技術専門家 1名                      (6) 情報技術専門家 1名                      (7) 自動車整備技術専門家 1名</p>	<p>6 プロジェクトへの投入                      ● 内容は同じだが、R/Dの委員は以下のとおり。                      (1) チーフアドバイザー                      (2) 業務調整員                      (3) 以下の委員分野の専門家                      a 生産技術                      b 情報技術                      c 電子技術                      d 情報技術                      e 自動車技術                      ● 反左                      ● 94年9月末日までに人17名を提出することになった                      ● 返題専門家                      同左                      ● 産出                      (R/D付表Ⅱ)                      ● 産出                      ● 以下同左</p>
<p>M/M-V                      M/M-K-7</p>	<p>長期調査の結果は以下のとおり。                      (1) 必要に応じて以下の分野について派遣する。                      (1) 生産技術                      (2) 情報技術                      (3) 電子技術                      (4) 情報技術                      (5) 自動車整備技術専門家</p>	<p>長期専門家のうち、リーダーおよび調整員は94年11月その他の専門家は95年2月の派遣とする。                      ● 専門家派遣（A177-1）をできるだけ早く日本に提出するよう働きかける。また、可能なら、アドバンスを待ち帰る</p>	<p>● 反左                      ● 94年9月末日までに人17名を提出することになった                      ● 返題専門家                      同左                      ● 産出                      (R/D付表Ⅱ)                      ● 産出                      ● 以下同左</p>
<p>5) 返題専門家                      ● 産出                      R/D付表Ⅱ</p>	<p>長期調査の結果は以下のとおり。                      (1) 必要に応じて以下の分野について派遣する。                      (1) 生産技術                      (2) 情報技術                      (3) 電子技術                      (4) 情報技術                      (5) 自動車整備技術専門家</p>	<p>返題専門家                      必要に応じて以下の分野について派遣する。                      (1) 生産技術                      (2) 情報技術                      (3) 電子技術                      (4) 情報技術                      (5) 自動車整備技術                      ● 以下を考慮する。                      ・返題専門家の派遣分野、人数および期間については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議のうえ、70日以内の滞留状況を考慮して決定される。」                      ● 以下のとおりとする。基本的には、反題調査と同じ。</p>	<p>● 産出                      (R/D付表Ⅱ)                      ● 産出                      ● 以下同左</p>
<p>● 産出                      R/D付表Ⅱ</p>	<p>長期調査の結果は以下のとおり。                      (1) 必要に応じて以下の分野について派遣する。                      (1) 生産技術                      (2) 情報技術                      (3) 電子技術                      (4) 情報技術                      (5) 自動車整備技術専門家</p>	<p>長期調査の結果は以下のとおり。                      (1) 必要に応じて以下の分野について派遣する。                      (1) 生産技術                      (2) 情報技術                      (3) 電子技術                      (4) 情報技術                      (5) 自動車整備技術専門家</p>	<p>● 産出                      (R/D付表Ⅱ)                      ● 産出                      ● 以下同左</p>

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その3）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>① 1977-78年の日本研修 M/M-12</p>	<p>① 1977-78年の日本研修 ・長期調査の結果は以下のとおり。 「日本国政府は、日本国における技術研修のためプロジェクトに関する中国副指導員を受け入れる。」 ・長期調査員に対し、中国側から派遣3の研修員受け入れリスト（合計80名）が提出されたが、帰国後JICA研修所を通じ、研修員の受け入れ人数は年間4～5名である旨連絡したところ、中国側もこれを了解した。</p>	<p>① 前半期の研修については、各分野の専門家を派遣し、先に派遣される予定のリーダーを通じて、中国側と調整し、決定する予定。 ② 研修費と額は、全額で1億円程度。 ③ 初年度は1千万円程度。</p>	<p>① 派遣費 ② 研修費 ③ 研修員受け入れ人数 ④ 研修期間 ⑤ 研修内容</p>

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その4）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>④ 中国側投入 ① 中国側人員の配置 R/D付表V</p>	<p>④ 中国側投入 ① 中国側人員の配置 長期間滞在の経歴は以下のとおり。 i) 以下の分野のカウンタパート 生産技術 制御技術 電子技術 情報技術 自動車整備技術</p>	<p>④ 中国側投入 以下とする。基本的には民間企業と同じ。後のプロフェク トに合わせて変更した。 中国側人員リスト 1 中華人民共和国労働部 調査員 2 中華人民共和国労働部 調査員 3 中国側 職業訓練指導員養成センター 主任 4 中国側 職業訓練指導員養成センター 主任 5 その他 中国側 職業訓練指導員養成センターの管理職員 6 以下の分野のカウンタパート (1) 生産技術 (2) 制御技術 (3) 電子技術 (4) 情報技術 (5) 自動車整備</p>	<p>④ 中国側人員は1 - 調査員を削減。 2 わか主任 3 わか主任 4 わか主任 5 以下の分野のカウン タパート (1) 生産技術 (2) 制御技術 (3) 電子技術 (4) 情報技術 (5) 自動車整備</p>
<p>⑤ カウンタパートの資格要件 M/M別表4</p>	<p>⑤ カウンタパートの資格要件 (B.6.7.6付表5) 長期滞在結果は以下のとおり。 i) 労働部傘下の指導員であること。 ii) 大学本科(工学系)を修了した者。またはそれ と同等以上の資格を有すると認められる者。 iii) 労働部傘下の職業訓練施設で原則5年以上研修 経験を有する者。ただし、自動車技術分野 については、労働部傘下以外の施設での実務経 験を有する者でもよいものとする。 iv) 講習コースを受講した者。 v) 以上の条件を満たす者が 多い方が望ましい。</p>	<p>⑤ カウンタパートの資格要件 1) 労働部傘下の指導員であること。 ii) 大学本科(工学系)を修了した者。またはそれと同等以 上の資格を有すると認められる者。 iii) 労働部傘下の職業訓練施設で原則5年以上の研修経験を 有する者。または、5年以上の経験がない場合には、 大学相当の機関が実施する講習コースを受講した者。た だし、自動車技術分野については、労働部傘下以外の施 設での実務経験を有する者でもよいものとする。</p>	<p>⑤ カウンタパート の資格要件 1) 同左 ii) 以下 iii) 労働部傘下の 職業訓練施設で原則 5年以上の研修経 験を有する者。また は、5年未満の研修 経験は、自動車技 術分野を除く。こ の条件を満たす者 については、大学 卒業生が受講する 講習コースを受講 した者。ただし、 自動車技術分野に ついては、労働部 傘下以外の施設 での実務経験を 有する者でもよ いものとする。」</p>
<p>⑥ カウンタパートの業務分担 M/M別表5</p>	<p>⑥ カウンタパートの業務分担 長期間滞在平成6年7月6日付算別表5のとおり</p>	<p>⑥ カウンタパートの業務分担 同左</p>	<p>⑥ C/Pの業務分担 同左</p>
<p>⑦ 事務所および技術職員 R/D付表V</p>	<p>⑦ 事務所および技術職員 現職調査の結果は以下のとおり。 管理部門のチーフと職員 総務 電気 タイピスト 運転手 査閲員 資料整理、保守要員</p>	<p>⑦ 事務所および管理職員 管理部門のチーフと職員 総務 電気 タイピスト 運転手 査閲員 資料整理、保守要員 その他</p>	<p>⑦ 管理職員(日本人) 専門管理部門職員 を含む。と付け る。同左</p>

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その5）

平成9年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>⑤ 土壌、建物、施設 R/DⅢ-50 R/D付表Ⅳ M/MⅣ M/M 別添6</p>	<p>での調査</p> <p>⑤ 土壌、建物、施設 ・プロジェクト実施場所 天津沿河西區園林局 ・プロジェクトのための建物及び施設 第1期工事 自動車整備実習場 第2期工事 突撃実習場、N.C精密加工実習場 食堂、学生宿舎等</p> <p>〔問題点〕 第2期工事が、中国側は94年10月完成と主張しているが、コンクリートの塔では、12月頃竣工となる見込み。</p>	<p>④ 娯楽、公用車運転手及びその監督委員を確保するよう要する。 ⑤ 土壌、建物、施設</p> <p>⑥ 公式工事日程を入手し、日程に従って工事を進めるよう要請する。</p>	<p>④ 要認済</p> <p>⑥ 工事日程以下①②③ 第1期工事 ・自動車整備実習場 完成済 第2期工事 ・突撃、突撃実習場、N.C精密加工実習場 94年12月完成予定 ・学生宿舎、食堂等 94年12月竣工 95年8月完成予定</p> <p>⑥ 第1期工事完成まで、自動車整備実習場に専門家の修習室、金庫室が用意される。 ⑥ 専門家の修習室に専用の国際電話、777に1日回線が用意される。</p>
		<p>⑥ 第2期工事完成までの間の専門家の修習室及び金庫室について確認する。（位置、広さ、空席状況の確認）</p>	

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その6）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>④ 農村 R/DⅡ-8(出)</p>	<p>⑤ 農村 長期調査結果以下のとおり。 「日本農産物と農村」以外でプロジェクトの実施に必要な機械、農具、器具、車両、工機、スベアパーツおよびその他の農産物の調査もしくは交換」を確保するため、中国側は関係当局を通じて必要な措置をとる。</p>	<p>④ 農村 同左。 ⑥ 農村調査、統計保守管理及び農村作務設備並びに入村費等の予算を速断無く確保し、執行するよう要請する。 ⑦ 交通の便宜等 同左 「中華人民共和国内における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜および天津市内の交通費」 ⑧ プロジェクト開始当初から、中国側が天津市内の交通のため</p>	<p>④ 農村 同左 ⑥ 同左 ⑦ 交通の便宜等 同左 運輸も公務に含まれる等「公務」は努力的に解決する。 ⑧ 以下のとおり確認 IR/D付属文書証 6(4)に同じ、中国側は、加那利の団体当初から日本人専門家に対し、天津市内の公務上の移動に必要な交通費を免除することを説明した。IR/D付属文書証2に同じ日本人側は、日本人専門家およびその家族の持ち込みの私用車についての免除を申請し、免除されるよう申し入れし、中国側は引き返り努力する旨、説明した。</p>
<p>⑦ 交通の便宜等 R/DⅡ-6(出) R/MⅡ-3、6</p>	<p>⑥ 長期調査結果は以下のとおり。 「日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜及び天津市内の交通費」を確保するため、中国側は、関係当局を通じて必要な措置をとる。</p>	<p>⑦ 交通の便宜等 同左 「中華人民共和国内における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜および天津市内の交通費」 ⑧ プロジェクト開始当初から、中国側が天津市内の交通のため</p>	<p>⑦ 交通の便宜等 同左 運輸も公務に含まれる等「公務」は努力的に解決する。 ⑧ 以下のとおり確認 IR/D付属文書証 6(4)に同じ、中国側は、加那利の団体当初から日本人専門家に対し、天津市内の公務上の移動に必要な交通費を免除することを説明した。IR/D付属文書証2に同じ日本人側は、日本人専門家およびその家族の持ち込みの私用車についての免除を申請し、免除されるよう申し入れし、中国側は引き返り努力する旨、説明した。</p>
<p>6 商談条件、外部条件について (1) 商談条件 (2) 外部条件 PDM</p>	<p>8 商談条件、外部条件について</p>	<p>6 商談条件、外部条件について 以下を確保する。 (1) 商談条件 ・ センターの建設が予定どおり行われる。 ・ 農産物調査等がある。 (2) 外部条件 ・ 指導員が職業訓練施設に定着するための雇用環境が整う。 ・ 職業訓練施設の建設が優先確保される。 ・ 訓練コース終了生の就業先が確保される。 ・ 職業訓練施設の大幅な増設がない。 ・ カウンターパートが確保しない。 ・ センターに對する十分な財政支援が得られる。 ・ 訓練生が途中で脱落をやめない。 ・ 必要な訓練生が確保される。</p>	<p>6 商談条件、外部条件について 以下を確保する。 (1) 商談条件 ・ センターの建設が予定どおり行われる。 ・ 農産物調査等がある。 (2) 外部条件 ・ 指導員が職業訓練施設に定着するための雇用環境が整う。 ・ 職業訓練施設の建設が優先確保される。 ・ 訓練コース終了生の就業先が確保される。 ・ 職業訓練施設の大幅な増設がない。 ・ カウンターパートが確保しない。 ・ センターに對する十分な財政支援が得られる。 ・ 訓練生が途中で脱落をやめない。 ・ 必要な訓練生が確保される。</p>

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その7）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
I プロジェクトの実施 I-1 プロジェクトの実施体制 (1) プロジェクトの他任責任者 R/D-IV	I プロジェクトの実施 (1) プロジェクトの実施体制 日本側案 中華人民共和国労働部副部長 中国側案 中華人民共和国労働部副部長 事案調査 中華人民共和国労働部副部長 長期調査 中国側加わらず実施体制の中に、国際合作 局長は入っていない。副部長がトップに なっている。 (2) プロジェクトの実施責任者 中華人民共和国労働部職業技術訓練所長	● 日本側案とおりとす。 ・理由 ① 他プロジェクトとの横並び ② 事案調査では、副部長が70%の他任責任者で合意 ③ プロジェクトは、中国労働部の直轄 (2) プロジェクトの実施責任者 両任	● 他任責任者は、 職業技術訓練所長と なり、労働部長から の委託と指図を受け て行政を行うことと なった。 ● 実施責任者は、 中国労働部職業技術 訓練所長及び主任 技師委員及び主任 と行った。 ● R/D 両名者 ・職業技術訓練所長 ・職業技術訓練所副 所長 (4) 合同調査委員会 ● 委員長は、職業 技術訓練所長以下。 委員 ・同左 ・同左 ・「JICA」が特 に指名する専門家 ・「JICA」から派遣さ れる調査団員 ・同左 中国側 ・対処方針の代表 ・「合同」の代表 ・主任 ・「JICA」が 追加された。 ・「その他委員が 既に指名する者」 ・同左
(2) プロジェクトの実施責任者 R/D-IV	(2) R/D 両名者 日本側案 中華人民共和国労働部副部長 中国側案 中華人民共和国労働部職業技術訓練所長 (4) 合同調査委員会 (構成) 委員長 中国側 委員長 中華人民共和国労働部副部長 中国側案 中華人民共和国労働部副部長 委員 日本側 ナーフアドバイザー その他の民間専門家 必要に応じてJICAからプロジェクトのた めに派遣される関係者 JICAの中国事務所代表 国家科学技術委員会代表 中華人民共和国労働部副部長 その他プロジェクトの関係者	(2) R/D 両名者 ● 労働部副部長とするよう要望するが、職業技術訓練所長でも 了承する。 ・理由 ① 他プロジェクトとの横並び ② 事案調査では、副部長が70%の他任責任者 ③ R/D はプロジェクトに係る最も基本的文書 (4) 合同調査委員会 (構成) 委員長 中国側 委員長は、職業 技術訓練所長以下。	(4) 合同調査委員会 ● 委員長は、職業 技術訓練所長以下。 委員 ・同左 ・同左 ・「JICA」が特 に指名する専門家 ・「JICA」から派遣さ れる調査団員 ・同左 中国側 ・対処方針の代表 ・「合同」の代表 ・主任 ・「JICA」が 追加された。 ・「その他委員が 既に指名する者」 ・同左
(4) 合同調査委員会 R/D-IV R/D付表第 M/W-E-4	(4) 合同調査委員会 (構成) 委員長 中国側 委員長 中華人民共和国労働部副部長 中国側案 中華人民共和国労働部副部長 委員 日本側 ナーフアドバイザー その他の民間専門家 必要に応じてJICAからプロジェクトのた めに派遣される関係者 JICAの中国事務所代表 国家科学技術委員会代表 中華人民共和国労働部副部長 その他プロジェクトの関係者	(4) 合同調査委員会 (構成) 委員長 中国側 委員長は、職業 技術訓練所長以下。	(4) 合同調査委員会 ● 委員長は、職業 技術訓練所長以下。 委員 ・同左 ・同左 ・「JICA」が特 に指名する専門家 ・「JICA」から派遣さ れる調査団員 ・同左 中国側 ・対処方針の代表 ・「合同」の代表 ・主任 ・「JICA」が 追加された。 ・「その他委員が 既に指名する者」 ・同左

(注) 在中国日本大使館員は、委員会にオブザーバーとして出席できる。

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その8）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
(5) 使用言語 M/M-区-4	・研修は年1回以上。 ・R/Dの範囲内で研修実施計画に基づき、プロジェクトの年次計画を策定する。 ・プロジェクトに遡る状況、年次計画の達成度を確認。 ・プロジェクトの主要問題を把握。	(既述) 同左 ① 本協議調査団（R/D）の枠内で策定された審定実施計画に沿ってプロジェクトの年次計画を策定する。 ② 技術協力計画全体の進捗率および上記の年次計画の達成率に関する検討を行う。 ③ 技術協力計画から、生じるまたは技術協力計画に阻害する主要事項について討議し、意見交換を行う。 (5) 使用言語 同左	実施協議調査結果 同左 ① 同左 ② 以下に文言変更「年次計画に基づき技術協力計画全体の進捗状況は概して70%程度の進捗率を達成している。」 ③ 同左 (4) 使用言語 使用言語は日本語とし、中国語が適切な漢訳を記載する。



中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その9）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>2 訓練コースについて                      (1) 訓練コースの概要                      (2) 訓練対象者                      M/M-II-1                      M/M-II-2</p>	<p>2 訓練コースについて                      (1) 訓練コースの概要                      (2) 訓練対象者                      M/M-II-1                      M/M-II-2</p> <p>1) 4分野                      生産技術、制御技術、電子技術、情報技術分野に                      関する大学進学卒業レベル及び同等以上の学力を                      有する以下の者とする。                      i) 職業訓練指導員（以下「指導員」と称する）に                      なる者とする者                      ii) 指導員に内定している在職者                      iii) 在職指導員</p> <p>2) 自動車技術                      自動車技術分野に関する技工学校卒業レベル及び                      同等以上の学力を有する以下のものとする。                      i) 職業訓練指導員（以下「指導員」と称する）に                      なる者とする者                      ii) 指導員に内定している在職者                      iii) 在職指導員                      (95年度)</p> <p>1) 4分野                      天竺職業技術専門学校2年生（3年目から編入）                      2) 自動車技術                      96年度以降と同様</p>	<p>2 訓練コースについて                      (1) 訓練コースの概要                      (2) 訓練対象者                      M/M-II-1                      M/M-II-2</p>	<p>2 訓練コースについて                      (1) 概要                      (2) 訓練対象者                      同左</p>
<p>(3) 訓練生の募集及び選考                      M/M-I-3</p>	<p>(3) 訓練生の募集及び選考                      中国労働部職業訓練指導員養成センターにおいて、訓練対象                      者等に基づき、以下により訓練生の募集及び選考を行う                      i) 生産技術科、制御技術科、電子技術科及び情報技                      術科                      全国の大学専科卒業生（28歳以下）又は卒業予                      定者を対象に募集し、学校独自の試験により選考                      する。</p>	<p>i) 生産技術科、制御技術科、電子技術科及び情報技術科                      同左</p>	<p>(3) 訓練生の募集及                      び選考                      同左                      i) 「全国の大学専科卒業                      生（28歳以下）                      若しくは卒業予定者を                      対象に募集し、学校                      独自の試験により選                      考する。」                      ④ 選考</p>
<p>M/M-I-1</p>	<p>ただし、初年度については学校の本科の学生の中                      から選考する                      ii) 自動車技術科                      全国の技工学校の卒業または卒業予定者を対象に                      募集し、学校独自の試験により選考する。                      訓練生募集の手続きは、労働部が学校に委託して                      実施する。</p>	<p>④ 第一期生は、訓練生が上記対象者と異なり、人数も1クラ                      ス20名であるが、第二期生以降は、全国募集をして、選考な                      る訓練生を定員数（1クラス24名）入学させることを進めする</p>	<p>④ 「...、技工学校の                      卒業生および...」                      ④ わが国の学生募集業                      界の発展を促すは学                      校が労働部の指導・                      監督を受けて実施す                      る。</p>
<p>M/M-I-2</p>			

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その10）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果																																																
(4) 訓練分野、訓練期間、訓練人数 M/M-I-1-1-(1)、(2)	(4) 訓練分野、訓練期間、訓練人数 i) 1995年 <table border="1" data-bbox="446 1120 574 1523"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>期間(年)</th> <th>研修定員(人)</th> <th>研修数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>生産技術</td><td>2</td><td>20</td><td>2</td></tr> <tr><td>制御技術</td><td>2</td><td>20</td><td>2</td></tr> <tr><td>電子技術</td><td>2</td><td>20</td><td>2</td></tr> <tr><td>情報技術</td><td>2</td><td>20</td><td>2</td></tr> <tr><td>自動車技術</td><td>3</td><td>24</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> ii) 1996年以降 <table border="1" data-bbox="606 1120 734 1523"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>期間(年)</th> <th>研修定員(人)</th> <th>研修数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>生産技術</td><td>2</td><td>24</td><td>2</td></tr> <tr><td>制御技術</td><td>2</td><td>24</td><td>2</td></tr> <tr><td>電子技術</td><td>2</td><td>24</td><td>2</td></tr> <tr><td>情報技術</td><td>2</td><td>24</td><td>2</td></tr> <tr><td>自動車技術</td><td>3</td><td>24</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	分野	期間(年)	研修定員(人)	研修数	生産技術	2	20	2	制御技術	2	20	2	電子技術	2	20	2	情報技術	2	20	2	自動車技術	3	24	2	分野	期間(年)	研修定員(人)	研修数	生産技術	2	24	2	制御技術	2	24	2	電子技術	2	24	2	情報技術	2	24	2	自動車技術	3	24	2	(4) 訓練分野、訓練期間、訓練人数 i) 1995年 同左 ii) 1996年以降 同左	(4) 訓練分野、訓練期間、訓練人数 同左
分野	期間(年)	研修定員(人)	研修数																																																
生産技術	2	20	2																																																
制御技術	2	20	2																																																
電子技術	2	20	2																																																
情報技術	2	20	2																																																
自動車技術	3	24	2																																																
分野	期間(年)	研修定員(人)	研修数																																																
生産技術	2	24	2																																																
制御技術	2	24	2																																																
電子技術	2	24	2																																																
情報技術	2	24	2																																																
自動車技術	3	24	2																																																
(5) 訓練科目 M/M-I-1-1-1	(5) 訓練科目 i) 生産技術 生産技術の充実と実学融合を図った教科目により基本技術習得加工技術を身に付け、生産技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。 ii) 制御技術 制御技術の充実と実学融合を図った教科目により基本技術習得加工技術を身に付け、制御技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。 iii) 電子技術 電子技術の充実と実学融合を図った教科目により基本技術習得加工技術を身に付け、電子技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。 iv) 情報技術 情報技術の充実と実学融合を図った教科目により基本技術習得加工技術を身に付け、情報技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。 v) 自動車技術 自動車技術の充実と実学融合を図った教科目により基本技術習得加工技術を身に付け、自動車技術分野における技術革新に対応できる職業訓練指導員の養成を行う。	(5) 訓練科目 同左	(5) 訓練科目 同左																																																

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その11）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>④ 訓練時間 M/M-I-2</p>	<p>④ 訓練時間 1) 生涯技術科、新課程技術科、電子技術科及び情報技術科 訓練時間は2800時間以上とする。 2) 自習専攻技術科 総訓練時間は3900時間以上とする。</p>	<p>④ 訓練時間 同左</p>	<p>④ 訓練時間 同左</p>
<p>⑦ 教科内容 M/M-II-1-① M/M 別添3</p>	<p>⑦ 教科内容 各料の教科内容は、7月6日付調査別添5のとおり ただし、別添5に示す教科内容は、現時点で適切と認め られるが、技術能力開発に教科内容変更の必要が生じ れば長距離派遣専門家とかが「1」の段階により、センタ ー規模の手続きに従って変更可能であるものとする。</p>	<p>⑦ 教科内容 M/M-II-1-① M/M 別添3 同左</p>	<p>⑦ 教科内容 同左</p>
<p>⑧ カリキュラム M/M-Ⅱ-2</p>	<p>⑧ カリキュラム 長期調査資料 第一期生は、計画上想定している訓練生とは異なり 天津職業技術学院からの編入生であるので、カリ キュラムも長期調査で合意したものとは異なるもの を、作成する。</p>	<p>⑧ カリキュラム 長期調査平成5年7月8日付調査別添1と同様。</p>	<p>⑧ カリキュラム 以下のとおり。 「自習専攻科を除く 1分野の第一期生に 4分野の第二期生に 係る場合は、第二期 生とは異なるものを 用意する必要がある り、その作成・変更 にあたっては、長期 派遣専門家とかが「1」の 段階の手続きに従って 決定される。」</p>
<p>⑨ 修了後の資格 M/M-II-4 M/M-I-2</p>	<p>⑨ 修了後の資格 1分野 大学本科学 自習専攻 大学専科専 資格付与の専攻手続きは、労働部が空校に委任して実施 する。修了後の長与器は、センター長と学院長が併記と なる。</p>	<p>⑨ 修了後の資格 同左</p>	<p>⑨ 修了後の資格 同左 資格付与等の取 扱手続きは、学位が 労働部の権限・監督 を受けて実施する。</p>
<p>⑩ 就職活動について M/M-II-5 M/M-I-2</p>	<p>⑩ 就職活動について 中国側は訓練修了者に対して、責任をもって就職斡旋を 行う。 また、日本人専門家は就職斡旋については担当しない。 就職指導の専攻手続きは、労働部が空校に委任して実施 する。</p>	<p>⑩ 就職活動について 同左</p>	<p>⑩ 就職活動 同左を確保 する。</p>
<p>⑪ 訓練開始時間 M/M-VI</p>	<p>⑪ 訓練開始時間 生涯技術分野、新課程技術分野、電子技術分野、情報技術 分野および自習専攻分野とも1995年8月とする。</p>	<p>⑪ 訓練開始時間 同左</p>	<p>⑪ 訓練開始時間 同左</p>

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その12）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>3 センターの位置づけ M/M-I-2</p>	<p>3 センターの位置づけ 以下長期調査で確認。 (1) 中国職業訓練指導員養成センターは、天津職業技術師範学校とは別立した労働部直轄の施設である。 (2) 中国職業訓練指導員養成センターは、独立した予算の管理執行権を有する。</p>	<p>3 センターの位置づけ 同左。</p>	<p>3 センターの位置づけ (1) 同左 (2) センターの学生体系、武庫指針、設備付与等の詳細手続を十分に把握し、今後の指導・監督を受けて実施する。 ④？</p>
<p>IV プロジェクトの管理 (1) PDM M/M-I</p>	<p>IV プロジェクトの管理 (1) PDM</p>	<p>IV プロジェクトの管理 (1) PDM ④ PDMについて、以下のとおり中国側と互換性を高めるためPDMを導入する。 ② PDMは、プロジェクトの生産能力の拡張に際しての理想的なステップを表すマトリックスである。 ③ PDMは、R/Dの枠内で作成され、双方の同意のもとプロジェクトの進捗、達成度の及び、案件に改良する</p>	<p>IV プロジェクトの管理 (1) PDM ④ 確認済</p>
<p>(2) 活動計画 (3) プロジェクト組織図 M/M別添1</p>	<p>(2) 活動計画 (3) プロジェクト組織図</p>	<p>(2) 活動計画 ④ TSIを確認する。 (3) プロジェクト組織図 ④ M/M別添1を確認する。</p>	<p>④ PDMの上位目標、目的、成果、活動の文意に修正あり。(基本的事項はなし) (対処方針I参照) (2) 活動計画 ④ TSI参照 (3) 755:対処組織図 ④ 以下の修正別添表の職業技術師範同左</p>

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その13）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>IV R/Dに關する中國側コメント (長期調査員に対し提出)</p> <p>1 R/D署名者</p> <p>2 プロジェクトの総括責任者 (R/DⅣ1)</p> <p>3 合同調査委員会委員長 (R/DⅣ2)</p> <p>4 中華人民共和国のとりべき措置 (R/DⅣ1)</p>	<p>1 R/D署名者 日本側では労働部副部長として、中国側は職業技術訓練所所長としたいと要望。 II-1-1) 参照のこと</p> <p>2 プロジェクトの総括責任者 日本側では労働部副部長として、中国側は国際合作司長としたいと要望。事前調査では、副部長を総括責任者としている。 II-1-1) 参照のこと</p> <p>3 合同調査委員会委員長 日本側では労働部副部長として、中国側は国際合作司長としたいと要望。 II-1-1) 参照のこと</p>	<p>1 R/D署名者 労働部副部長とするよう要望するが、職業技術訓練所所長でも了承する。 II-1-1) 参照のこと</p> <p>2 プロジェクトの総括責任者 日本側とありとする。 II-1-1) 参照のこと</p> <p>3 合同調査委員会委員長 職業技術訓練所所長とするよう要望するが、国際合作司長でも了承する。 II-1-1) 参照のこと</p>	<p>1 R/D署名者 職業技術訓練所所長及び副所長となった。 2 総括責任者 職業技術訓練所所長となった。</p> <p>3 合同調査委員会委員長 職業技術訓練所所長</p>
<p>② 中国の経済的、社会発展への寄与 (R/DⅡ2)</p>	<p>長期調査の際、中国側に提示したR/D案は以下のとおりである。中国側では、削除されている。 「1 中華人民共和国政府は、プロジェクトの主目的は、および自立性を確保するために、関係当局と受益集団をプロジェクトに十分かつ積極的に取り込むべく日本の技術協力政策中および終了後に必要な措置をとる。」</p>	<p>● 日本側とありとする。削除理由は何か。</p>	<p>● 基本的に日本案とあり。若干の字句修正。 「1 中華人民共和国政府は、関係当局と受益集団、団体を十分に十分かつ積極的に取り込むことを通じて、日本の技術協力政策中および終了後に、関係当局の主体的な意思および自立性を確保するため必要な措置をとる。」</p>
<p>③ 協力の有効活用 (R/DⅣ4)</p>	<p>長期調査の際、中国側に提示したR/D案は以下のとおりである。中国側では、削除されている。 「2 中華人民共和国政府は、日本との技術協力の成果として中国側に有利な技術協力知識を中華人民共和国の経済および社会的発展に寄与させる。」</p>	<p>● 日本側とありとする。削除理由は何か。</p>	<p>● 日本側とあり。 若干の字句修正あり。 「4 中華人民共和国政府は、上記I-1項でいう協力が、表Iの日本人専門家との協議に基づき、7カ月の実施のため」</p>

中国労働部職業訓練指導員養成センター実施協議調査団対処方針（その14）

平成6年9月13日

協議項目	事前調査・長期調査結果、現状及び問題点	対処方針	実施協議調査結果
<p>③ 研修員の知識、技能の習熟利用 (R/DⅢ5)</p>	<p>「中華人民共和国政府は、以下の事項を承認する。                      (1) 上記Ⅱ-2項でいう教材が付添Ⅱの日本人専門家のとの協議に基づきプロジェクトの実施に有効に利用される。」                      日本側案では、「承認する」としているが、中国側は「承認する」とし、たいと要望。                      日本側案                      「5 中華人民共和国政府は、中国研修員が日本国における技術研修から得た知識および経験がプロジェクトの実施に有効に利用されることを保証するため、関係当局を通じて必要な協力をとる。」                      中国側案                      「中華人民共和国政府は、以下の事項を承認する。                      (2) 中国研修員が日本国における技術研修から得た知識および経験がプロジェクトの実施に有効に利用される。」</p>	<p>④ 研修員の知識、技能の習熟利用                      日本案とあり。</p>	<p>「有効に活用されることを保証する。」                      ● 日本案とあり                      若干の字句修正あり                      「5 中華人民共和国政府は、中国研修員が日本国における技術研修から得た知識および経験がプロジェクトの実施に有効に利用されることを保証するのため、必要な協力をとる。」</p>
<p>④ 専門家の滞在 (R/DⅢ6(四) M/M-IR-1)</p>	<p>R/DⅢ上、日本側案では「適当な家具付住宅施設」としていいが、中国側は「住居施設確保上の敷居」としたいと要望                      日本案                      ④ 日本人専門家のおよびその家族に対する適当な家具付住居施設                      中国側案                      ④ 日本人専門家およびその家族に対する住居施設確保上の敷居</p>	<p>● 日本案とありとし、以下をミニマップに盛り込む。                      「R/D付属文書Ⅲ-6-1項」に述べられている「適当な家具付住居施設」について中国側は、中国側要求は中国側要求以外の現状では日本人専門家の家具付住居施設を確保する十分な財政力がなない故、提供することが困難である旨、述べた。日本側はその現状を認め、日本人専門家の生活について日本側が負担する旨、述べた。</p>	<p>● R/Dは、日本案とあり。                      ● 「3」は、ほぼ日本案とあり。以下修正あり。若干の字句修正あり。また、住居施設について返記。                      「R/D付属文書Ⅲ-6-1項」に述べられている「適当な家具付住居施設」について中国側は、中国側要求は中国側要求以外の現状では日本人専門家の家具付住居施設を確保する十分な財政力がなない故、提供することが困難である旨、述べた。                      また、双方は、中国側が日本人専門家の住居について必要な協力をとることを承認した。」</p>
<p>V 「R/D」への理解と支援の促進 (R/Dへの新たな展開事項 (R/DⅢ))</p>	<p>新たに通知。                      「中華人民共和国政府は、プロジェクトに対する中華人民共和国国民に実施する目的で、中華人民共和国国民に対するプロジェクトの広報のために必要な措置をとる。」</p>	<p>● 通知するよう要望するが、中国側の理解が得られなかった場合は見合わせる。                      (注) 今後のR/Dに盛り込んでいくというJICAの方針。</p>	<p>● 日本案とあり。</p>









JICA